

第五十一回 参議院商工委員会會議録第十九号

昭和四十一年四月十九日(火曜日)

午前十時四十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 村上 春藏君
理事 赤間 文三君
豊田 雅孝君
柳田 桃太郎君
近藤 信一君

委員

井川 伊平君
大谷 藤之助君
岸田 幸雄君
剣木 亨弘君
近藤 英一郎君
宮崎 正雄君
吉武 恵市君
小柳 勇君
永岡 光治君
藤田 進君
矢追 秀彦君
三木 武夫君

国務大臣 通商産業大臣

政府委員 通商産業政務次官

通商産業省重工業局長

通商産業省鉱山局長

事務局側 常任委員会専門員

説明員

通商産業省重工業局長 東 現君
工業技術院地質調査所長 佐藤光之助君

参考人

金属鉱物探鉱促進事業団理事長 加賀山 一君

本日の会議に付した案件

○計量法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○参考人の出席要求に関する件

○金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○委員長(村上春藏君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、理事会におきまして協議いたしました事項について報告いたします。

本日は、計量法の一部を改正する法律案及び金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案の審査を行なうことにいたしましたので、御了承願いたいと存じます。

○委員長(村上春藏君) 本院先議の計量法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○永岡光治君 高圧ガスの保安の關係の問題についてお尋ねいたします。

最近、科学の發展が御承知のとおり非常にめざましいわけでありまして、これに伴って産業災害の発生というものが非常に多くなつておるわけでありまして、この際、その対策の必要が非常に強く叫ばれておるのでありますけれども、特に高圧ガス關係の取締法があつて、通産省でもこの取り締まりに非常な熱心な努力を払つておるわけでありまして、その計器が問題になるわけでありまして、詳細な保安基準がありまして、所定の圧力計とか、それから温度計とか液面計というものは、設けるように義務づけられておるはずであります。ところが、圧力が幾ら以下にするとか、あるいは温度が何度以下にするというようなことも規定されているわけでありまして、この施設ではこれらの計器、計量器ですね、バロメーターになつておるのであるけれども、計器の取り締まりの問題に關連するわけでありまして、従来、検定を受ける前の譲渡の禁止を、体温計とそれから、はかり以外のものについて廃止することになつておりますが、これはこの前の質問で行なつたわけでありまして、ところが、保安確保の面から見てまいりますと、やはり私はこれは非常に不安な点があると思つております。検査前に検定を受けなくてもいいことになつておるわけですから、その点どう考へておられるのか。これで不安がないかどうか。私はもう少し厳正を期する必要があるのではないか。とにかくあれば爆発しますと、たいへんな被害を受けるわけですので、体温計とはかり以外などとは違つておるけれども、これをもう少しこの点については強制する必要があるのではないかと、こう思つておるわけですが、どのように考へておられるようになりますか。

○政府委員(赤澤謙一君) ただいまの御質問は、高圧ガス用の圧力計の問題かと存じます。御質問は二点あるわけですが、まず最初の点で、この圧力計の定期検査の問題でございますが、これは御承知のように現在高圧ガス取締法という法律に基づきまして、この法律の施行規則でもって定期検査をいたしております。施行規則のほうによりますと、「充てん用主管の圧力計は、毎月一回以上、その他の圧力計は、三月に一回以上標準とすべき圧力計によりその機能検査をすること」ということになつておまして、高圧ガス取締法のほうで厳正な定期検査を行なうたてまえになつております。そういう意味合いから、実は計量法に

よる定期検査というものの対象からはずされておるわけでありまして、いわば両法による競合する検査はしないで、高圧ガス取締法による厳重な検査をするという立て方になつております。

御質問の第二点でございますが、今回の法律改正によりまして、検定合格前譲渡禁止というたてまえが變つてきておるわけでありまして、ただ、高圧ガス用の圧力計につきましては、非常にこれ自身仕様が高度なものでございまして、こういう高圧ガス用ということで、非常に厳重な規格、仕様のもとに製造され、販売をされております。また使用者におきまして、ごく限定されておりました、きつめて限られた使用者にこれがいつておるといふことございまして、私どもで調べましたところによりまして、圧力計の製造メーカー約七十社ばかりございまして、ほんとうの意味での高圧ガス用の圧力計というもののメーカーは約二十社程度というふうな把握をいたしております。

メーカーの数もかように限定をされておるし、つくつております高圧ガス用の圧力計そのものも、相当高度の仕様、規格に基づいてつくられておるもので、いわゆる製造メーカーあるいは需要者が相当限定をされておる、長い間の關係で取引をされておるといふ点からいまして、今回の法改正によりまして、検定不合格品がこれらのメーカーから需要者に流れて取りつけられるということはないとはいへるに、私も確信をいたしておる次第でございます。

○永岡光治君 検定を受ける前にこれは譲渡は禁止されておるのですか。その取りつけることは禁止されておるのですか。どうなんですか。私はその点を聞いておるわけです。検定を受けられないものをね、これは除外されておるわけですから。

○政府委員(赤澤謙一君) 検定合格前は譲渡していいわけですが、ただそのものが取引証明に

使つてはならない。検定合格したものでなければ取引証明に使つてはならない、こういうことになつておるわけです。これを取りつけて使用するということとは、すなわち法律で申しますと、いわゆる証明という事業に当たるわけであります、これは法律解釈上確定をいたしております。したがひまして、実際問題として、この高圧ガス用の圧力計を使うということとは、検定合格品しか使つてはならないというたてまえになつております。

○永岡光治君　ああそうですか、わかりました。心配がありました、その点の一つわかりましたから。

次に質問をいたしますが、先般、プロパンガスのタンクローリーの爆発の事故があったわけですが、やはり何と申しましてでもプロパンガスの貯蔵所の保安という問題については十分考えなければならぬと思うのですが、そこで圧力計と液面計をタンクローリーやプロパンガスタンクにはつけることになっておりますね。ところでお尋ねしたいわけですが、この液面計もこれは一つの重要なメーターをはかる保安施設、保安的な観点で見ると一つのバロメーターになると思うのですが、この液面計は計量法上の計量器に入るのかどうか。

○政府委員 赤澤肇一君 液面計、個々の液面計それ自体は、計量法の今度の対象になっておりませんが、ただ、タンクローリーというものは液面計が常にこれについておるものでございますので、これは一体としてタンクローリーそのものが、いわゆる計量法の対象になっておる、こういうふうに考えております。

○永岡光治君　そうすると、これは計量法の対象にならないということは、検定を受けなくともいいということになるわけでしよう。不良品が取りつけられる可能性もなしとしないわけですから、その点はどうなるのですか。そうなりますと、液面計は検査の対象にならないということになれば、不良品ということが考えられますがね、どうなんですか。これは当然計量法の中に入れるべきじゃ

ないかと私は思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(赤澤澤一君) 液面計は、それ自体ではまあ用をなさないわけでありまして、いわゆる御質問のように、タンクローリーに取りつけられて、タンクと一体となつて、初めていまのような保安上の問題が起くるということでございます。液面計をつけましたタンクと申しますか、そのものは今回の改正でも対象になっております。いわゆる今度の改正法で申しますと、第十二条の五号に、「目盛付タンク」ということが規定されております。十二条の五号でございます。この目盛付タンクということ、いわゆる液面計のついたタンクということでございますので、この目盛付タンクという中に液面計も含んだタンクそれ自身が問題になっている、こういうことでございます。で、いまの御質問のように、液面計そのものを個々に取り出さなくても、タンクローリーそのものとして対象になっているというふうに私ども了解いたしております。

○永岡光治君　その点は、私まだはつきりわからないのですが、液面計は計量法の規定にない。そうすると、タンクローリーとかそういうものと合わさった場合はどうなるのですか、対象になるのですか。

○政府委員（赤澤璋一君）　御質問のとおりでございます。

○永岡光治君　そうですか。それではそれ以外の液面計の効用というものは考えられませんか。たまたまタンクローリーの場合の液面計の効用というものはそれでわかるとしても、それではほかの液面計の効用というものが有り得ると私考えるのですが、その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(赤澤肇一君) 先般も御答弁申し上げましたように、今回の改正法案におきましては、従来三十九の機種を指定しておりましたものを十八に実は整理をいたしております。液面計につきましては、私どもいろんなところでこれ自身が問題になろうかと思いますが、それ自身の何と申し

ますか。使用されるケース、その他液面計自身の精度、あるいはこの製造技術の向上といったような点を全体的に勘案いたしましたして、液面計自身は計量器の対象としなくてもいいのではないかとということ、個々の場合ははずしてあります。ただ、保安上、あるいは社会上非常に問題があるということとで、液面計とタンクを一体としたものを対象にするということで、今回の改正案を提案いたして、おる次第でございます。

○永岡光治君　その点は少し私まだはつきりは納得いたしません、きょうの答弁のことはそれとして、次に質問をしたいと思うのでありますが、実はこれは消費者保護の立場からでございますが、この前、これは何ですか計量行政審議会というのがあります、答申をされまして、消費者の保護の立場からいろいろ答申された項目があるわけです。その中の項目が盛られていないところがあると思うのです。特に最近主婦の方々の組合のほうからは非常に不満の意が表明されておるわけです。そういう観点から若干質問をしてみたいわけですが、包装商品の量目について、それと責任者の明示、それから輸入事業者の責任等を規定すること、こういうふうに明確に答申が出ているのですが、これは満たされた形でこの中に盛られていないと思うのですが、どういう理由でそれが盛られないことになったのですか、そのいきさつを説明していただきたい。

○説明員(東現君) 審議会の答申におきましては、どの会社がこの製品をつくったかということのほか、その計量で直接の責任者を明示するよううにしたらどうかというふうな意見が織り込まれておりました。それにつきまして、そこまで責任者という個々にあれを明示させるよりも、むしろその会社の場所が抜けているからその場所を押えておけば、その責任者も押えられる。どの場所にとこのどの会社ということを押えておけば、それでもって足りるということで、場所のほうを明示させることにしました。

○永山光治君　そうすると、場所というのは、製造責任者の場所ですか、つまり製品を行なった会社、その所在地、それとその会社の名前、こういうことで十分だと考えた、こういうことですか。

○説明員（東現君） そのとおりでございます。

○永山光治君　そうですか。それではさらに同じ答申の中で、これも消費者の保護の立場から言われているわけですが、一定商品について計量取引の強制という項目がなされておるわけですが、これについてどのように考えたのか、これ必ずしも盛られていないんじゃないかと、このいきさつをこれまたたいて説明していただきたいと思うのです。

○政府委員(赤澤澤一君) 御指摘のように、計量行政審議会の答申の中の消費者保護の關係でございますが、正確に申しますと、いま先生が御指摘のように、いわゆる指定商品についての計量單位による取引の強制という問題が答申では盛られておりますが、今回の規定からははずれております。この点は、いわゆる一皿売りとかあるは一皿売りというものでございまして、これを何グラムと書かないで売っておる、こういうものを計量單位にはつきり計量して売るようにさせたらどうか、こういう趣旨の答申があつたわけでございませう。この点につきまして、私ども事務的に答申をうけた後におきまして議論をしてみたのですが、普通の場合、一皿売りあるいは一皿売りというのは、日常の生活必需物資につきまして、野菜でありますとか、くだものでありますとか、こういういったものにつきまして、いわゆる取引の便宜のためにとられておる一つの取引形態であらうかと思ひます。特に夕方非常に混雑するときに一々はかつて売るといふ手間を省く、同時に消費者のほうも非常に混雑しておるときに、急ぐ場合に、一皿幾らというのを見て、はかつて買うよりもこのほうが安く、いいと思えばそれを買うということでありまして、いわば取引の一つの形態として便宜上とられておるやり方であらうかと思ひます。計量

法の思想と申しますか、考え方から申しますと、もちろんこういうことは何と申しますか、できるだけはかって売ってもらうということが計量思想の普及の面からいたしても好ましいわけでありまして、ただ何分にも現在の取引の実態、野菜屋さんでありますとか、くだもの屋の店頭における取引の実態等からいたしまして、これを全然いけなく、全部はかって売らなさいかぬというふうに強制するには、どうもまだそこまで実態がついていないんじゃないか、かえって消費者のほうも不便をするということがありはしないかというふうな点を考えまして、今回の改正案からは除いたわけでございます。

○永岡光治君 それでは政令の指定商品というのはどういふものですか。おもなものを数点あげていただきたいと思います。その中に日常生活の必需物資というものが、それもおそらくそういう観点からきめられたのだらうと思うのですが、漏れているものも私はあると思うのです。全部いまのような観念で指定するというわけにいかないと、それではそういう観念から言うならば、生活必需物資という観点からはずされてはいるものもこの際再検討する必要があるのではないかと私は思うわけですが、現在指定されておる指定商品のおもなものを数点あげていただきたいと思います。

○政府委員(赤澤一君) ただいまの御質問は、法律の七十二条及び七十五条の関係の指定商品のことをお尋ねかと存じます。これにつきまして、現在七十二条関係で二十八品目、七十五条の関係で三十品目の指定をいたしておりますが、おもなものをあげてみますと、両方共通にしたものでございますが、小麦粉、砂糖、塩、みそ、調味料、魚、肉、野菜、乾麺、コーヒ、ココア、紅茶といったようなものがござります。これで十分だというわけではございませんが、私どもさらにその品目を追加をしていきたい。できる

だけ追加をして、一般にこういったようなことが正確に計量され、あるいはまた密封商品等につきましても、正味量の表記が行なわれるというふうにしていくことが好ましいと考えておるわけでありまして、現在指定漏れになっております粉末のジュースでございますとか、あるいは白灯油といった商品につきましては、現在追加をすべく検討中というところでございます。

○永岡光治君 答弁の中に若干出ましたが、私もこれでは十分でないと思う。いまあなたは野菜は一山幾らでもいいじゃないかというお話でありましたけれども、野菜は指定になっているわけですね、量目の。たとえばこれは政令ですから、政令で追加していいわけでしょう。ですから灯油とか、日常よく使うものには、くつ墨、あるいはラーメン、それからあなたのいま言われたようなジュース、こういうものとか、やっぱりずいぶんあるわけですが、いつごろそれじゃ政令を改正して追加される予定ですか。

○政府委員(赤澤一君) 先ほどの答弁にも関連をいたしますが、七十二条の関係では、はかりではかって売るときには正確な計量をしなければならぬ、こう書いてありまして、いわゆる一皿売りとか一山売りはこの点から除かれておるわけでありまして。そういうことがあつて、一皿売り一山売りをやめて、そして計量法でこういうものの取引を規制しろという答申があつたということでございます。いま私も検討中の対象にしておりますのは先ほど申し上げました粉末ジュース、白灯油のほかには即席麺——即席ラーメンといひますか、これと塗料、この四品目を現在指定すべく検討中でございまして、遠からざる時期に指定ができると考えております。

○永岡光治君 これは生活必需物資のみに限らず、その他の点についても政令改正の際において十分検討していただきたい。このことを要望しておきます。

それから、これも同様の消費者保護の立場で答申をされておるわけですが、包装商品の量目の規格化ということが言われているわけですね。この点も私は特に必要ではないかと思うのですが、デパートを見てまいりますと、納豆の例だそうでございますけれども、六十グラムから百十グラムまであるわけですね、一つの包み。同じ料金で売られてはいるだろうと私は思うのですが、あるいは料金は多少変わっているかもしれないが、こういう一包み幾らとこうやられますと、規制をされておられませんから、非常に差異が出てくると思うのです。そこでこういう問題は答申のとおりに量目を何グラム幾らと、こういうような表記のしかたで売らなければならないかと私も思うのです。この点については今度の改正案でも十分でないと思うのですが、この答申をどのように取り扱ったのか、いきさつ及び将来の方針というものをひとつ御答弁いただきたいと思うのです。

○政府委員(赤澤一君) 今回の答申の中に、包装商品または容器詰めの商品につきまして、内容を規格化して、その規格化された内容量以外のものの販売を禁止したかどうか、こういう意見が出ておることは御指摘のとおりでございます。この点につきましては、私どもが検討いたしました際に、これと一番関係ございしますのは、現在の法律で申しますと第七十五条でございます。ここには密封商品につきまして、その正味量を表記しなければならぬ、こういうことであります。ところで、密封されてその封を破らなければ中身がわかる、密封されているのについては、表面に何グラムある、こういうことを書かなければならぬことになつてはいるわけでございます。これだけでは実は従来の抜け穴がありまして、不備ではないかというところから、さらに今回の改正でもちまして、七十五条の二という条文を追加いたしました。密封でない場合でも同じようなことをしなければならぬことにいたしましたわけでありまして。たとえば昨

今問題になつておりますLPガスといったようなものは必ずしも密封商品という概念ではございせんが、今回の改正によりまして、正味量をはつきり計量して売らなさいと、こういう改正事項を追加いたしましたわけでございます。この答申どおりがどうしてぐあいが悪い点かという点につきましては、法制的にもいろいろ問題がございす。いわば先ほど申し上げました一山売りあるいは一皿売りといったものの禁止をするというふうなことと同じ意味でございますけれども、商品規格化して、たとえばバターで申しますと、何グラムのバターというものを以外売つてはいかぬ、バターというものは何グラムと何グラムの容器しかないんだというふうな取引を強制するということが、ある意味では非常に規格化されて消費者も便利だという面もあるが、また逆の面で申しますと、中途の段階の量目がございせんので、消費者としてはある意味では不便な点もあろうかと思ひます。いわゆる取引の実態にあま

りにも計量法としては深入りし過ぎるのではないかという見解が出てきております。そういう点を考慮いたしまして、答申に盛り込まれたような規格化の強制という点は、どうも計量法という法域から少しあまりにも取引の実態規制という面に入り過ぎておるという議論が出てまいりましたので、今回は答申どおりの条文に改正をするということにはしなかつたわけでありまして。しかし反面、先ほども御答弁申し上げましたように、七十五条というものは従来ございしましたが、これのやや抜け穴的な面がありまして、また特にLPガスというふうな現在非常に普及しておりますものが、七十五条の規定ではどうも正確に読み取れないという点等もございします。そこで、七十五条の二という条文を追加いたしました。その点の強化をはかるというところで、答申の趣旨がある程度盛り込んだというふうな考へております。

○永岡光治君 あまり深入りしてはいけな

立場から、おそらくそういう規定の程度にとどめたのではないかと。逆に言えば、これを完全に消化して法律にしたということにはなっていないように私は思うんですけれども、しかし、それにしても、またこれは計量觀念の普及徹底とも私は関連して行くと思うんですが、やはりそういうところから直していきませんか、国民の觀念が依然として改まらないと私は思うんです。だから、こういう包装商品の中の品物が幾らあるんだということの規格はしませんと、やはり取引上非常に不明朗なものに私はなると思いますので、その点は十分ひとつ検討してもらいたいと思うんです。特殊容器の使用の強制の問題にもちよつと触れておつたようではありますが、同様のことを私は言えるんじゃないかと思うんです。やっぱり答申をする以上は、実際の生活上の問題を検討した上でこういう答申があつたものと思うのでありますから、あまり法制法制というにとらわれずに、もう少し新しい観点で、特に消費者の保護という立場から規定を明確にしていくことが非常に必要じゃないかと思うんです。いま大臣も見えましたから、その点について関連があるわけがあります、それで質問するわけがありますが、今度の改正案を見ましても、この計量法の規定の中で、消費者の保護という問題が、やはりややとすれば法制だとか、従来の取引の觀念というものにとらわれ過ぎたあまりに、保護というものがながいしるにされていく分野があるのではないかと。たとえば、ただいまプロパンガスの問題を言われました。表面に表示しろと、こういうわけですから、その表示をするでしょう。しかし、ほんとうにそれが一ぱい入っているのかどうか、何でそれを見るんですか。各家庭の買入人がですね。そうして、それを取りかえにきますわね、幾ら残っているのかということはどうしてこれははかりますか。そういう規定にはなっていないでしょう、これは。取りかえるとき幾ら残っていると、

その差額でもって取りかえろという規定は全然ないと思ふんです。一例ですが、そういう消費者の保護の面についての規定というものは私は欠けていると思うんです。それは計量法の対象にならぬのじゃと、こう言えればそれまでだが、せつかくあなた方は銘打って三本の柱ですか四本の柱の中で、消費者の保護ということも考えた規定の改正だと、こうおっしゃるのだから、その意味では、もうあの法律見なきゃならぬ、この法律見なきゃならぬというやこしさをやめて、できるだけ似通つた関連のあるものは一つの体系の中に入れてしまつて、特に計量に關する問題ですから、だからその計量の問題で消費者を保護するということになれば、そういう問題をこの際明確にしておいたほうがいいんじゃないかと思うんですが、通算大臣にお伺いしたいのは、この消費者の保護をして規定の改正をなせ行ななかつたのか。そして将来はどのような心がまえでおるか、その消費者の保護の問題について。たとえばいま私が申し上げましたLPガスの表示の方法はあるけれども、その取引で言えばほんとに充滿しているのかどうか、一ぱいになっているのかどうか。かりにそれを途中で取りかえに來た場合に、幾ら残つておるか、その一ぱい充てんしたもの、満ばいしたものを取りかえたとすれば、その差額の部分を支払えばいいと思うのですけれども、その規定がないが、そういう問題についてどう考えておるかですね、消費者保護の立場から通産大臣の所見を承りたいと思います。

○國務大臣(三木武夫) 消費者行政というものをこれは切り離すわけにはいかぬのですが、しかし、永岡さんの言われるように、消費者保護の立場からこれは非常に大きな影響力を持つわけですから、どうしてもこの一面には規制あるいは検定などの制度があつて、立ち入り検査をしたり、定期的な検査もやつておるので、こういうことも今後徹底してやらなきゃなりませんが、まあ法の立場から、いまLPGなんかのお話もあつたように、きでるだけ正確な計量ということで消費者を保護をしていくようなくふうというものは、今後やはり各方面に考えてみればそういう面があると思ひますので、こういう点は消費者保護の見地に立つて努力をいたしたいと思ひます。また、各省間にまたがるような点が消費者保護の立場からはあるわけでありまして、これは十分に連絡を緊密にする。そしてまた消費者保護の立場から、いままでの検査あるいは検定というようなものに対して徹底を期するというところに努力したいと思ひます。

○永岡光治君 大臣から努力の所信を聞いて私も意を強うしておるわけでありまして、それでさしむき、これは事務当局にも関連してお伺いするわけでありまして、プロパンガスはもう最近では農家でも相当使つております。まきはあまり使わないうという状況で、この問題は相當私は重要な問題だと実は思ふのです。大きな燃料でありますから。そこでこの容器は幾らあるのだという表示はするでしょう。いま幾らあるかという圧力計ですか何ですか、そのバロメーターのあれは私はないと思うのです。そういうものをを入れる用意があるのかどうか、それを入れるれば意味はないと思うのです。ほんとうにこれが充滿しているのかどうか、途中で取りかえる場合に幾ら残つておるか、それはやろうと思へばできることなんですよ。どうなんですか。

○政府委員(赤澤璋一君) LPGの取引の実態でございまして、私どもも調べましたところでは、現在の取引は質量取引、これが大部分でございまして、一部でガスメーターによる体積取引といふことをやつております。どのくらいな量がこのガスメーターを取りつけてやつておるかというところでございまして、東京都内でサンプル調査をいたしまして推定をいたしましたところでは、質量取引と体積取引との比率は大体九対一といふことで、まだガスメーターをつけて売つておるといふ面は比較的少ないわけでございます。これは実は質量で小型であつて、かつまた精度の高といふ、こういう計量器そのものが非常に開発がはかまされて、最近になって出回つてきたといふことの事情によるものだと思います。しかし、漸次こういったものが普及をしてまいらるんじゃないか、かように考えております。で現在の態勢から申しますと、問題になりますのは、いわゆる質量取引の問題であらうかと思ひますが、この点もガスメーターの普及とあわせて漸次改善をされていくものと、かように考えております。

○永岡光治君 漸次改善されていくものだと思いますといふことでなくて、あなたのほうで指導しませんかといふわけ。そうでないと、残つていふ量は幾らあるかといふこともわからないんですよ、實際主婦には。それをわかるような計器をつけるようにしたらどうかといふわけ。これは満ばいでございましてよといつて新しいものを持つてきたところで、ほんとうに満ばいかどうかかわらないのです。全体に幾らあるかといふことは表示はしてあるけれども、ほんとうに一ぱい入っているかといふことはわかりようがないのです。わかるようにしないさい。御承知でしょうけれども、最近農家でも山の奥でもプロパンガスを使つていふんです。普及率としては非常に燃料として多いのですから、そういう指導をしたらどうか、こういうことなんです。

○政府委員(赤澤璋一君) 答弁がたいへん不十分で申しわけありませんが、もちろんその点につきましては、私どもも都道府県等を通じて強力な指導をいたしております。現在各県それぞればらつきがございまして、いまの質量取引等につきましては、東京都では約八割方は勵行されておるといふふうに推定をいたしております。なお、ガスメーターの普及問題とあわせて、今後ともいま御指

摘がございましたような取引の公正、量目の適正という点につきましては、さらに強力に指導し、これが励行されるように努力をしてまいりたいと存じます。

○永岡光治君 暫定措置は指導でけっこうですが、一番私のポイントにしているのは、ガスメーターを明確にする。立法化してそういう計器をつけるようにしたらどうか。それは用意はあるようですね。いま大臣も努力したいということなんです。事務当局のほうもこれはひとつ明確にしたいだきたいと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) その問題については研究をしてみることにいたします。

○永岡光治君 研究をする……。計量器をつけるということだが、これはやはり、それを全部一律に——将来は段階的にそこへいつたらいと私も思ひます。しかし一ぺんにすぐにやれということが実情に即するかどうかというところは研究をさせていただきたい。方向としてはそういうふうな方向に持っていきたいと思ひます。

○永岡光治君 さらにこれは通産大臣に特に消費者保護の点について総合的にお願いするわけですが、やはりこの規定を見て、一般の市民が全部読んでいるものとは私と思ひませんけれども、やはり消費者保護という立場で審議会の中にもいろいろ意見が出ておりますが、この法律はどうも消費者にはきつて販売者のほうに甘いんじゃないか、こういう声が非常に強いわけですから、将来改正の時期もありましょうし、また政令で解決できる問題もありましょうから、その点については十分消費者保護という立場で万遺憾なきを期していただきたいことを要望して、次の質問に入りたいと思ひます。

それは実はこの前、土地、建物の計量単位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律ですね。ここのほうではそれはいま無理じゃないか、併用したらどうかと私はしばしば言ったわけけれども、いやこれでやらしてくれということで、不

満だったけれども、それじゃメートル法施行という、一つの大きな錦の御旗に従って私どもも妥協いたしまして、この法律を通過させたわけでありましたが、衆議院にいきますと、実は登記簿の関係等もあったようでありまして、法務省の間で意見の食い違いで、そうして新聞、週刊誌その他では朝令暮改で各省ばらばらだ、こういう大きな記事を出されておるわけでありまして、まさにこれは通産省の意向が閣僚全体に明確になつていなかったというなら、閣僚の意思不統一、緊急閣議を開いて総辞職をするかどうか、再検討するようなことがあったのかどうかは私は知りませんが、実際にばらばらで困るわけですが、どうしてそういうことになつたのですか、この間の経緯をひとつ明確にして、確固たる方針を明確にしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(赤澤一君) ただいま御質問の点の経緯でございますが、事務的な点でございまして、まず私から御説明をいたしたいと思ひます。御指摘のように、今回のいわゆるメートル法完全実施にあたりまして、通産省並びに関係の建設省、法務省の間で若干連絡不十分な点がございまして、各方面にいろいろ御迷惑をかけたことに、つきまして、私も深く反省をいたしております。

経緯を申し上げますと、メートル系の単位と尺貫系の単位の併記ということでございまして、通産省では従来からメートル法を推進いたしております立場から、併記は認められないという通牒を出しました。建設省の通達では、併記は違法であるという通達が出て、この食い違いが生じたわけでございます。さらに法務省のほうの通達でございますが、一部の不動産登記、たとえば抵当権の設定といふもの、登記簿上の表示の変更を要しない登記といふものの申請書におきまして、登記簿上坪で記載されておるのに対して、申請書も坪のみの記載または坪と平方メートルの記載をしないとその申請書を受理しないという通達が出たのであります。この三省間の通達が非常に食

い違うという点が各方面から指摘を受けまして、まことに申しわけないと存じておる次第でございます。その後各省間で統一につきまして話し合いをいたしました。不動産登記簿等との関係がございまして、法務省も入りまして、せつかく調整につとめました結果、通産省と建設省あるいは法務省の食い違いの調整につきましては、全体といたしまして統一見解ができました。この四月十二日に各省一斉に統一見解に基づく新たな通牒を出したわけでありまして、その内容は前述の不動産登記申請書でございまして、平方メートルのみの記載または平方メートル、カッコして坪という記載をいたしました申請書は受理をする。第二に、登記簿上、で坪で表示されております不動産につきまして、坪で記載された申請書が出てまいりますと、現在の不動産登記簿ではこれは受理をしなければならぬということになつておるわけでございますが、メートル法施行のためから適当でないわけでありまして、司法書士その他関係の向きを指導いたしまして、申請書に平方メートルあるいは平方メートルカッコ坪というところを書き込みますように十分強力な指導をいたし、こういうことで三省間の意見の調整ができました。先ほど申し上げましたように、今月の十二日に各地方庁に通達をした次第でございます。以上、経緯につきまして御説明を申し上げます。

○永岡光治君 通産大臣の答弁はいいですが、実はいま併記の問題で議論になつた経緯があるわけでありまして、実は私も町を歩いて不動産取引所を見てまいりますと、最近やはり平方メートルと書いてある、実にこつぱいですが、これは、何が何だか、小数点がついておる、カッコして八十二坪とか六十八坪とか、そう書いてあります。これは実にこつぱいな次第ですけれども、それと同じように、メートル法が統一されました今日におきましては、たとえば尺貫法というものがやはり頭にあるために、酒でもビールでもその他でもリットルを使うということになつておりますけれども、たとえば酒は一升一・八リットルと、

やはり一升というものを頭に置いて考えておるわけですが、牛乳一合は百八十cc、バターは一ポンド二百五十グラムだと、これじゃ幾らたつても、あなた方がメートル法を早く普及させなければならぬと言いがら、いつまでたつてもこれは抜けなれないと思ひます。だから取引の対象にすで一・八リットルをたとえば一リットル単位にするとか、二リットル単位にするとか、あるいは牛乳の場合百八十ccと言わずに二百ccにするとか、三百ccにするとか、歯切れのいいところでやらないと、私は意味がないと思ひます。そこで私はこの計量の単位というものをこの際変えたらどうか、したがってその容器もそういう意味で変えるようにしたらどうかと思ひますが、その点はどう考へておるのか。依然として直りませんよ、このままでいけば觀念は。何メートルと言つても頭の中にあるし、一・八リットルと言つても、こつちも頭に先に一升という単位があるわけですから、これも根本的に変えてしまつて、歯切れのいいメートルに従つた単位にして、それを容器にしたらどうかというのが私の主張ですが、その点はどういうふうに考へておりますか。

○国務大臣(三木武夫君) 私も賛成です。そういうふうにして、まあややこしい単位をちよつどの単位にする、一・何とかというのを二にするとか、そういう点で容器も変えて、計量というものが国民に単純に頭に入るように今後指導していくべきものだと思います。そういう方向で指導したいと思ひます。ただこれはいま御承知のように、小学校の教育などもこういうふうになつてきておりますから、また世界狭くなつてきておるし、国際的に通用する単位で学校教育からもそういうふうになつてきておるので、やがては混乱が起ころうになる。いまの過渡期には混乱があるわけですが、しかし、それにしても、単位がややこしいいろいろな覚えにくい単位になつておるの

で、これはもつと覚えやすいような一つの単位にする必要がある、これは全く同感です。そういう

指導を行ないます。

○永岡光治君 それはそういうふうに指導していただく決意はわかりました。具体的にこれを早くやらぬといけませんですね。それからまたいろいろな容器を要するとなれば、その製品をつくっている会社のいろいろな問題もあるでしょう、設備の問題とか。したがって、それは当然資金の問題に影響してまいりますが、そういう問題について助成措置を通産省のほうでは講ずる考えを持っておいでになるのか。これは具体策でございまして、大臣にお聞きしたほうがいいと思います。お尋ねいたしたいと思います。

○政府委員(赤澤璋一君) ちょっと具体的な問題に関係いたしますので、先に私から具体例について一、二御答弁を申し上げたいと思つて、いまの永岡先生御指摘のような計量單位の何と申しますか、切りのいい單位にこれを直すという点は、大臣から御答弁申し上げましたように、私もぜひその方向に指導してまいりたいと思つております。具体例について申し上げますと、たとえば牛乳びんでございしますが、いわゆる従来の一合びんというのには百八十ccですが、これをいま二百というびんに統一したいということで、先般米関係者と協議をいたしております。それから三合びんというのには五百四十ccですが、これを五百ccびんに統一したい、こういうことでございまして、牛乳びんにつきましても、一合とか三合とか言わないで、二百あるいは五百という單位で、びんそのものを揃えていくという努力をいたしております。ただ何分にも現在相当出回っておりますので、そのびんを全部こわして新しいびんをつくるということになりますので、なかなか全国的に非常に多数のびんでございしますから、一べんに回収をしておき、また家庭の向きでも値段との関係等もありまして、すぐそれに全部移り変わるということにはなかなかやはり時間もかかりまして、指導上も手間がかかることと存じます。いまの牛乳びんにつきましても、実はごく最近これに関する関係業者等全部集まりまして専門的な検討会を開き

まして、なるべく早い機会にいまの二百、五百というびんが出回るように相談することに相なっております次第でございします。私もとしては、もしそういうことで必要な何らかの助成措置が要れば、私ももちろんその線に沿つてできるだけ努力をしてまいりたいと考えておるわけでございします。

○永岡光治君 努力してまいりたいということですが、端的にそういう助成措置を予算的に講じていくのかどうかということなんです。

○国務大臣(三木武夫君) これはいま容器がたいへんな数ですから、それを一べんにやりかえるといふことになれば、これはそのことでいろいろな消費者にもはね返ってくることでしようし、やっぱり期間を置いて、ある相当な期間をおいて、私は新しくつくる場合にそれにかえていくということとが実際のではないか。そういうことでない、いま強制的にやろうとすれば、政府が非常な金の助成をしないといふのはなかなかできませんから、まあ長期的にそういう区切りのいい單位に変えていくように努力をしたい。それを政府は補助金のようなものをまだ考えておりませんが、そういうことを奨励するような費用はむしろ要するでしょうが、直接に補助金でどうということとは現在のところ考えておりません。

○永岡光治君 まあそれは補助金を民間の会社に出すというところはなかなか問題もありましようけれども、やはりこの土地・建物でも踏み切つたのですから、そういう不便があるということもあえて踏み切つた今日ですから、一つの統一した方向に前進させなければなりませんし、そういう意味では私はぜひ政府のほうも設備を順次改善していかなければならない、製品の容器をですね。そういうところには必要とあれば金融の面で助成をしなければならぬといふところもあるでしょう。あるいは融資の措置あたりでもめんどろをみなければならぬ問題があるわけですから、その点については、やれやれと言つてもできないようにしておいて、足をひっぱつておいてやれやれと言つてもで

きないわけですから、そういう方向にひとつ昭和四十一年度を契機にいたしまして、具体的な指導助成をしていただきたいことを要望しておきたいと思ひます。

○近藤信一君 ちょっと関連。先ほど永岡委員から土地・建物計量法のことでちょっと質問があつたのですが、本委員会では四月一日から施行になるから、ぜひこれを四月一日施行できるようにやつてもらいたい、こういうことで本委員会におきましても積極的なあの土地・建物計量法については成立をみるべく努力をしてきた。ところが、先ほど永岡委員が言われましたように、やつてみたら今度はこれが結果的には四月一日から間に合わない、これは登記の点でおくれているから間に合わないといふことであつて、併記すること認めるというふうなことが衆議院の委員会において質問の点で明らかになり、そういうことをしなければならぬような結果になった。一体これはどこは原因があつたのか。あの法律案を出される前にはやはり閣僚会議を開かれて、各省庁と十分な連絡の上であつた法律案といふものが提案された。私もそれは思ふわけなんです、一体ああいうようなことを来たした一番大きな原因といふものはどこにあるか。この点をひとつ明らかにしていただきたいのであります。

○国務大臣(三木武夫君) 近藤さんにどう言われても、これは弁解の余地がないので、不動産登記簿上そういうことになつたわけですが、これは通産省、法務省、まあ法務省の研究も足りなかつたし、通産省からいへば、法務省との連絡も十分でなかつたといふことで、まことに申しわけないと思つております。これはもう弁明の余地のないこと、今後このような連絡不十分のないように十分に注意をいたす考えでございします。それにはいろいろ言われましても、実際弁明の余地はないと考えております。

○近藤信一君 土地・建物の登記の問題については、これはもう数年前からはつきりわかつていたのじゃないかと思うのです、昭和四十一年四月

一日からかくかくといふのは。そうすれば、当然この数年間の間に相当の準備がされて、相当の万全を期した対策といふものが立てられてきておつたのじゃないかと私は思ふのです。それがあつた結果になつた。将来併記してもかまわないという結論が出たようでございしますが、一体今後それが何年間続く見通しであるのか。おおよその見当は一体どうつて了解しておられるのですか、その点は。

○政府委員(赤澤璋一君) ただいま大臣から申し上げましたように、この七年間猶予期間がございました間に、実際は登記簿その他が全部メートル法に書きかえを完了しております。ただ、何ぶんにも膨大な量ののぼります登記簿等でございますので、実際問題として、この期間に法務省としても全部の書きかえができないという事態になつておつたことが、今回のような情勢になりました。基本的な背景かと存じます。そこで問題は、登記簿その他がいつ全面的にメートル法に書きかえられるかといふことでございしますが、この点につきましては法務当局といふいろいろ相談をいたしておりますが、予算、人員その他全体的なことからいたしまして、いまこの際何年間に全部書きかえられるかといふことは、実は申し上げることができない事情でございまして、たいへん私も残念に存する次第でございします。ただ、政府間でも大蔵省等を含めまして、とにかくこういう事態でございまして、いまのような併記による不便がなくならないよう、一その努力を傾ける必要があるといふことは確認をいたしております。その意味で、いまここで何年目には解消するといふことは申し上げられませんが、できるだけ早い期間にこれが解消できますように、今後とも努力してまいりたいと存する次第でございします。

○近藤信一君 あああとで計量課長もテレビに出て、さかんに恐縮して、申しわけないということをやつておりましたし、法律そのものは、質問の

ますか。私どもは先般の委員会でも申し上げましたように、販売業者の登録をいたします取り扱
い機種といたしまして、体温計とはかりを考えて
おるといふことを御答弁申し上げましたが、そ
ういふ問題が出ておりますので、今回の改正法案
後におきまして、政令指定にあたりまして、さ
らに審議会を開催いたしまして、審議会の専門委員
会等であらためて薬剤師会等の意見も十分調査を
いたしまして、慎重に検討の上政令指定をいたし
たい、かように考えております。

○豊田雅孝君 いまの答弁で大体今後の方針がわかりましたから、一応けつこうであります。薬局、薬品販売業の特殊性というものは、旧度量衡法でも認められておったのです。そういう点から、関係業界は相当これは困っておるというか、強い要望がありますから、いまの答弁せられた趣旨に沿って、十分遺憾のないように、万全の措置をこの面について講ぜられたいと思います。これを要望しておきます。

○永岡光治君 たいま近藤委員から、土地・建物計量の問題について、それから井川委員から小敷点が出るじやないかと。大臣も町を歩いてごらんない、みんな表示しているわけですよ、小敷点何点何と、実にこつけないんですよ。確かに牛乳とかあるいはお酒は、容器を変えることによって変更しますが、土地はもう変わらねえから。五十一坪ということになると、それは小敷点が出るんですよ。どうしても変えられないんですよ、この容器は。だからそういう点もあります。で、私はこれはメートル法に伴うところの計量觀念の普及徹底という問題が当面の大きい問題だと私は思うのです。そうでないと、せつかくそこまでする、仏つくて現れずというところになって、一向に觀念が徹底しませんが。もう消費者保護の立場からいっても、これは意味がないことになると、この計量觀念の徹底ということからは、従来勘でいろいろ国民生活の中で考えられておりましたけれども、それはもうはつきりとメートル法でやるのだという觀念を徹底させなければならぬのです。そこでこの計量觀念の普及徹底というところについて具体的に通産省ではどのような具体策を持っておるか。たとえば、私はこれをいよいよ普及徹底させようということになれば、商店街その他全国相当ありましようから、そういうところへ行つて、囑託でもけつこうでしよう、通産省の役人でもあるいは県の役人でもけつこうですが、行つて、街頭演説みたいに集めて、こうなるのだと大いに宣伝してもらわなければならぬと思うのです。そういうこれは一つの私の

思いつきですけれども、計量觀念の普及徹底という問題について、これは相当予算を要するだろうと思うのですけれども、どのように考えているのか。これは大きな問題だと思ひますので、この点について大臣の所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) まず、まあ一番この大事なこと、生活の意識の中にこういう新しい計量觀念というものが生まれるということ。そのためには学校教育、これは一番まあ将来にわたつてこれが完全な切りかえができる基盤になるので、学校教育を通じて計量思想の徹底をはかる。また一般の家庭に対しては、まあ各種な計器というものが、安くて正確なもの普及をはかることも必要でしょう。また消費者に対していろいろPR、これはもう徹底してやらなければいかぬ。これはやはりいろいろこれが實際国民の間に普及するために新しく法を考へてみよう、いままでのようなことだけではいけません。それからまた一面からいって、消費者の苦情などもありますから、苦情処理のような制度もこれはやつぱり拡充していく必要があるのではないかと。またモニター制などこういうことで、こういう大きな切りかえに対しては、国民の生活意識の中にこの切りかえというものが徹底するように努力を今後してまいりたいと思ひます。

○永岡光治君 いま幾つか具体策をあげられましたが、それはみなやるとすれば予算が要ることではあります、それは用意されておりますか。

○国務大臣(三木武夫君) いまある程度の予算を持っておりますが、しかし、必要があれば、これは予算の要求もいたすつもりでございます。

○永岡光治君 これはもう四十一年度からさつそくやらなければならぬ重大な課題です。で、従来の行き当たりばったり、あるいはあなただけのようないふことはだめだと私は思ふので、いづれまあ予算が成立した今日ですから、実行予算もこれから組まなければならぬ、だんだん実行計画も立てる段階でしょうから、ひとつ思い切つて予算をこれにつけて、それで足りなければもちろんこれは四十一年度だけで解決する問題ではないと思ひます。次年度以降におきまして、相当大幅に予算を組んでその普及の徹底をひとつ期してもらいたいと思ひます。これは要望して、一応私はこの問題についての質問を本日のところは終わりたいと思ひます。

○矢追秀彦君 いまの関連であります、いまメートル觀念の普及ということをやられました、この前の委員会には、ちよつと南米のほうに行つておりましたはずでしたので、出たかもしませんが、野球とかボクシング、それからゴルフ、こういうものはやはりヤード、ポンドでできておるわけですが、こういうものは、土地、建物に対する計量の統一に伴う法案があるのかないのか、そういったことを今後どういうふうに行つていくのか、この点お伺ひいたします。

○国務大臣(三木武夫君) あれは計量によつて物を買ふとかいうことじやないです。趣味のものでしたら、われわれとすれば、そういうものも統一されたら好ましいと思ひますけれども、ただ物をはかつて消費者に対して非常に経済の単位になるというものでないですから、この処置は、いまだういたしますとお答えできないのですが、将来の研究課題にさせていただきます。

○委員長(村上春蔵君) 他に御発言もなければ、本案に関する質疑は、本日のところこの程度にいたしたいと存じます。

○委員長(村上春蔵君) 次に、衆議院送付の金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人の出席要求についておはかりいたします。

ただいま議題といたしました本案審査のため、参考人として金属鉱物探鉱促進事業団理事長加賀山一君の出席を求めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認めます。これより質疑に入ります。質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○小柳勇君 私は、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部改正について順次質問をいたします。

まず、通産大臣に質問いたします。

ただいま問題になっておる対象は、銅、鉛、亜鉛、マンガンというのですか、この四つの鉱物の将来について、大臣から見解を聞きたいと思ひますが、これはただいま改正しようとする法律の趣旨は、現在埋蔵されておる鉱物を、広域あるいは精密に調査して、なるべくたくさんの方を産出したいというのが趣旨であらうかと考えますから、石炭で、たとえば年間五千五百万トンという計画出炭ですか、鉱物につきましても、あるなしは問題でありますけれども、需要量から考えまして、計画的な出鉱量というものがなければならぬと思ひますが、そういうものに対する通産大臣の構想なり御見解をお聞ひいたします。

○国務大臣(三木武夫君) 銅の地金の生産数は伸びてきておりますけれども、四十年度で三十六万トン程度、国内の自給状態は四五〇程度、こういうふうな、今日のような銅の需要が起ると非常に困るわけがあります。したがって今後は、全国的に銅の国内資源というものを対して精密な調査をやろう、二十七八カ所にわたつて、広域でも精密な調査をやると、これは一体幾らといつても、なかなか地下資源のことですから……。金属という点で国内資源の開発をやるのと同時に、海外における銅の開発に対して、たとえば先般もソ連の貿易使節団が来て銅の話なども出たわけですが、まあ、むしろそれに限らず、鉱物資源開発株式会社というものを中心にして、海外の銅の開発もやるということ、国外、国内同時に銅というものをもう少し開発しなければ、いろいろな世界情勢の変化によつて影響を受けますから、そういう努力をいたしたい。

計画等については、鉱山局長から申し上げま

す。
○小柳勇君 計画など、あとのこまかい点はまた局長からお聞きいたしますが、大体の構想を、初めに基本的な問題を大臣からお聞きしてまいります。

ただいまの大臣の答弁では、この鉱物は日本で将来産業として必要であるから、国内でもできるだけ出さなければならぬ、足りない面は海外の探鉱をして海外からもこれを取ると、また、足らぬものは輸入しなければならぬというような構想である、したがって、概括的に言って、いま対象となっている四つの鉱物ともに、将来なお需要はたくさんあるのだという構想に立っておると、こういうことを確認しながら問題を確認していきいたいと思います。

次は、現在の鉱山業が——石炭産業は御承知のように閉山がたくさん出まして、いわゆる斜陽産業といわれておるが、鉱山業も一ころたいへんさびれつつあった、最近若干値上がりして活発化しつつありますが、鉱山業全体として採算が立つのか立たぬのかという岐路に立ったのではないかと考えられます。その鉱山業の将来については、大臣はどういうふうに考えておられるか。

○国務大臣(三木武夫君) 三十八年に自由化したわけですね。海外の市況もみな強いですから、そのことで、それと日本の鉱山業もいろいろ種類はありますけれども、総じて悪い状態ではない。だから、ここで今後の問題としては、まあ企業の体質改善というものをしていくならば、国際競争力というものは持っているのではないかと、そういうことで、今後は体質改善ということが大きなやっばり問題になってきて、われわれも、体質改善を促進するための施策というものを強化していかなければならぬ、まあ大局的にはこう考えております。

○小柳勇君 局長からお聞きしますが、鉱山、いわゆるメタルの鉱山に労働者が働く希望を持っておるかどうか。たとえば学卒なり、あるいは移動する労働力が喜んでメタルの鉱山に就職しておるかどうか、いかがですか。

○政府委員(岡角良彦君) ただいま大臣から答弁申し上げましたように、現在のところ鉱山業界は、海外の市場等の影響がございまして、はなはだ積極的な活動を続けておる分野が多くあるわけでありまして。したがって、金鉱連その他の労働団体の代表者も、鉱業審議会におきまして積極的な発言をいただきまして、労使一体となって鉱業の体質改善並びに国際競争力の強化という方向に取り組んでおると承知いたしております。

○小柳勇君 だから、学卒や、ひとつの流動する労働力が喜んで鉱山に入っておるかどうかということですか。

○政府委員(岡角良彦君) さような客観的な情勢でございまして、新規の労働者の雇用につきまして特段の問題が起ったということとは私ども何っておりません。

○小柳勇君 労働力の移動というものが、その産業の趨勢を見るのには一番手とり早いと私も思っていますので、いまお聞きしたわけですが、あとは具体的に、ひとつ数字を調べておいてもらいたいと思います。労働者でも統計があるでしょうが、メタルのほうの鉱山というものが景気がよければ自然に労働力はどんどん充実してまいりますし、斜陽になりますと入りたくないというのが人情でありますから、そういうものを具体的に数字として調べておいてもらいたい。ほかの産業の労働者に比べて待遇がどうなっておるかという点も、ついでに調べておいてもらいたいと思います。

それから第三の問題は、メタルの価格の安定をお聞きしたんですけれども、これが価格が不安定であるために、メタルのほうの業者が十分に探鉱の事業ができない。そこで、探鉱事業などというものを強化してまいると理解いたしますが、価格の安定策については、どういふ具体策を大臣お考えになっておるか。

○国務大臣(三木武夫君) いま価格安定のためには、需給安定、そういうふうな一つの機関が要るのではないかと、何らかの新しい機関が要るのでは

ないか、こういうことも、結論は出ていませんが、少しやっばり前向きに今後こういう問題とも取り組んでいきたいという姿勢でおるわけでございいます。何か、そういうふうな機関でもないかと、価格安定というものが目的を達せられないのではないかと、そういうので、機関の必要性の見解もありまして、そういうことも検討をいたしたいと考えております。

○小柳勇君 いままでそういう鉱物の価格安定について、審議会などへ諮問されたということはないですか。

○政府委員(岡角良彦君) 従来、鉱業審議会その他におきまして、鉱産物の価格安定の問題につきまして、いろいろ議論をさせていただいてきております。

○小柳勇君 ただいまの大臣の御答弁は、価格が不安定であれば、鉱山業も将来不安定であろうから、価格安定のために特別の審議会の答申を得て対策を立てよう、こういうふうに確認してよろしゅうございませぬ。

次の問題は、さつきちょっと大臣もおっしゃいましたが、国内における探鉱というものは限界があらう、今回ここに法改正がなされて、促進事業団が事業を広げてまいりますけれども、これでもなかなか国内の、日本列島における鉱産物の埋蔵量については一つの限界もあらう、あるいは出鉱する場合のコストの問題もあらうかと思えますから、海外の開発に対する依存度、そういうものを、たとえば日本の探鉱促進事業団なり、その他の調査に力を一〇〇%加えるとするならば、海外に対する探鉱のウェイトをどのくらいに考えておられるか。

○政府委員(岡角良彦君) たとえば銅を例にとらせていただきますと、大体五年先の銅の需要は、国全体といたしまして約七十七万トンというふうに見込まれておりますが、そのうち約四十五万トンというものを輸入に依存せざるを得ないというふうな計算になるわけでございします。この輸入量の中で、さらに十二万トン程度のものは、わが国

が直接資本進出をいたしまして、現地の開発を行なった上で開発鉱石として輸入することも必要ではあるまいかと、かように考えております。したがって、将来の国内需要の上昇に伴いまして、鉱石及び地金の輸入依存度は上昇する傾向にあるというふうに考えております。それに対応する努力をいたしたいと考えております。

○小柳勇君 大臣、ここに統計表があるのです。昭和三十一年、銅に例をとりますと七十八万トン出鉱量がある。それがそれから十数年たちまして昭和三十一年に十万トンです。わずかしが伸びていないわけですよ。まあこれのいろいろな責任はありましよう。責任もありましようが、いまここに探鉱促進事業団を強化してやろうとされるのもそこにあるでしょうが、いまおっしゃった七十七万トン五年先に要するの、四十五万トンを輸入にまたなげやならぬ、輸入だけじゃなくて移入ですか、民間の海外発掘もありましようが、それではあまりにもばざまではないかと思うのです。いままで、昭和三十一年から三十九年までの出鉱量の伸びぶりから見まして、どこに原因があったのでしょうか。

○政府委員(岡角良彦君) 銅の開発につきましては、従来とも探鉱促進事業団あるいは地質調査所等の調査を通じて、新しい鉱床の発見にとめてまいった次第でございしますが、何ぶんわが国の天然資源の賦存状況から見まして、将来増大いたします需要の大部分を国内資源に依存することは不可能な状態でございます。したがって、今後ともなお一そう探鉱の促進を国内において努力いたしますことはもちろんでございますが、たまたま秋田県におきまして黒鉱の鉱脈が発見されました、相当膨大な埋蔵量が確認されておりますので、これらを中心といたしまして、一そう銅鉱石の自給度の向上につとめてまいりたいと考えます。

○小柳勇君 いまの黒鉱問題も、それはあと技術的な問題でありますから、こまかくもう少し聞いてまいりますけれども、当面いま問題になっておりま

す促進事業団ですね、これの将来について少し聞いておきたいのですが、本来いふならば、自由主義社会ですから、いまは。私も天下取れば別ですが、自由主義社会におきまして、政府が金を出して探鉱をやりそれで鉱物があることがわかりますと民間社会に出させるわけですね。そこに若干の負担金は取りますが、探鉱促進事業団というものがうんと力を出して、金をうんとかけて鉱物を出すことは、これは日本の資源の開発のためにいいことですから賛成です。それから先を民間会社に発掘を請け負わしてやり、それから先は会社の手に戻っていきますね。しかも、それがたくさん取れなければおそく会社はやらぬでしょう。そういったしますと、結論的にいふならば、国有国管といふより、公有公営といふより、どうか、そういう方向にいかないと、本格的に鉱物の需要量に間に合うだけの出鉱というものはできないのではないかと、そういう私どもは考えがするわけですが、大臣、この点いかがでしょう。

○国務大臣(三木武夫君) まあ私はそういうふうには考えないので、国有国管にしたらいふんな地下資源が豊富に発掘できるかという点、そういう一つの形式の問題ではないと思います。ただ、発見した資源を国の力によって開発した場合に、私企業に渡す場合のその渡し方についてはいろいろ検討を要する問題があるかと思ひますけれども、それもみんな国有的なものになければ鉱物資源が開発できぬというふうには考えない。それは別個の問題だと思ふ。やはり開発は国の力で全部というわけにいかぬ。お互いに国もやり、民間もやりして日本の国内資源を有効にしようという努力をみんな両方が持つてやっておりますから、全部国有化したら、それで非常に能率があがつていくというふうには私は考えない。

○小柳勇君 これは局長から聞きますが、こういう点、どうなっていますか。鉱業権というのがありますね、地下資源をちゃんと会社が鉱業権として持つてゐる。それを探鉱する場合、それか

ら鉱業権のほかを探鉱する場合、この将来は違ひますね。これはわかつた場合に会社に委託する場合は鉱業権として新しいところを買わなければならぬから、それはわかつたが、現在会社が持つてゐる鉱業権のところを探索する場合、負担金の移動はないでしょう。たとえば精密に鉱山を探索する場合の負担金は、六割と二割と二割でありますね。そういうものに比べて、鉱業権の範囲内を探索する場合とそれ以外を探索する場合の費用の負担割合というものは変わつてこないでしょう。同じでしょう。その点、いかがですか。

○政府委員(岡角良彦君) ただいま御指摘がございましたように、鉱業権の区域とはかわりなく事業団がいたします委託調査としての広域調査ないしは精密調査というものが行なわれるわけでございます。そこで出されました結論に基づきまして企業が探鉱の段階に入ります際には、企業の所有する鉱区の中における具体的な探鉱に入る、かような段階になつております。したがしまして、広域調査あるいは精密調査における費用負担の問題は、鉱区によつて変化はございません。

○小柳勇君 ないですね、そういったしますと、鉱業権を持つてゐるところを探索して、ここに鉱物があつた場合には、それは鉱業権者におのずからいきますね。それはわかつた。鉱業権のほかの土地で銅あるいは鉛、亜鉛の鉱物があるということがわかつた場合、この鉱業権を買つたとすれば、こちらの、いままで持つておつた鉱業権の値打ちがうんと変わつてきますね。変わつてきた場合、あと負担金、これは法律には変わると書いてないわけだ。そういう点はどういうふうに解釈しますか。

○政府委員(岡角良彦君) たとえば精密調査の場合、国が六割負担、県が二割、鉱業権者が二割という負担率になつてゐるわけでございますが、それを鉱床が発見されて鉱区の価値が変動した場合に、その負担割合が変化するかという御質問でございます。

○小柳勇君 そうです。さようなことはないわけでありませう。

○政府委員(岡角良彦君) さうしますと、鉱業権の——広く山を買つておく。買つておいて、そこに今度促進事業団がいつてボーリングをする、あるいは調査所がいつてボーリングする。まあ遠くの山をやることもあるだろうが、どちらが当たるかわからないが、当たりますね。そこに今度あつたということがわかれれば、鉱業権はちやんとしまつておりますから、あとは負担金だけ払つていけばだんだん掘れるわけですね。ところが、今度その鉱業権のほかのほうもやりますね、今度ボーリングをやりますから、広域調査をやりますから。そうしますと、今度わかつた場合、この鉱業権をだれが会社を買つ場合、調査する前の山の値段と調査したあと、わかつたときの山の値段というものは変わつてこなければならぬと思ふ。そうすると、あとの負担金も、前から持つておつた鉱業権者とのそれをボーリングして当たつた場合と、今度新たに鉱業権を設定された場合の負担金などというものは変わつてこなければならぬ、国民の税金で探索するんですから、ボーリングするんですから。そういうものについて、どういふふうにかへておられますか。

○政府委員(岡角良彦君) 広域調査ないしは精密調査によりまして鉱床が発見されて鉱区の価値が増した場合には、当該鉱業権の範囲内で試掘が行なわれまして、ボーリング等をたつとせば事業団が行なう、その場合に当たりますと、その費用は、当たつた場合には業者は事業団に対して返済をするというふうなたてまえをとつております。

○小柳勇君 今度は鉱区を持つていない、さらのところを探索した場合、鉱業権者は、これは会社だ、だれかが買つたわけだ、そのときはどうなるか。これは普通の鉱業権を、さら地を買つたときの場合と——たとえばもう少し具体的にいいますと、会社はほとんど山地に自分の技術員が行つて

ボーリングする、それを鉱区を設定して、申請をして鉱山業を開始する場合が一つありますね。今度はずから事業団が行つてボーリングして当たつたときは、だれの会社の鉱山でもなかつた、その場合、会社は鉱区を設定しなければならぬ。鉱業権を得なければならぬ。そういう手続の問題についてはどうなんですか。これは何か特別に勘案するのですか。

○政府委員(岡角良彦君) 実際問題といたしましては、現在わが国におきまして金属鉱脈の有望な地点というものは、地質学的に見まして、大体先ほど大臣も申し上げましたように、二十七八所ぐらいに地域としてはほぼ限定されておるわけでございます。しかも、それらの地域につきましては、すべて全面的に鉱業権が設定されておるのが現状でございます。したがしまして、御指摘のように、新しく有望な鉱床が発見されて、新たに鉱区の設定を見ようというふうなケースは非常に例外的なことではなからうかと思ひますが、そういうこととがかりに起こり得ても、鉱業権の設定自体の手続等については、特別な差異は設けません。

○小柳勇君 そうすると、二十七八所の大体見当がついてゐる。今度の、いま法律を提案されておられるけれども、われわれは、日本の国にどこでも——将来ここにあるだろうと思ふ場合は、この二十七八所以外でも、どこでもこれはボーリングすべきものだと思ひまして、いま法律の論争をしておるのだけれども、違ひますか。

○政府委員(岡角良彦君) たてまえといたしましては、御指摘のとおりでございますが、実際上の探鉱区域というものは、有望区域である二十七八所を優先的に行なうということになると思ひます。

○小柳勇君 そうしますと、この法律の改正は、頭の中では一応二十七八所のものに限定をしていま提案をしておられる、その確認していいのですか。

○政府委員(岡角良彦君) それに限るという意味ではございませんが、さしあたり、十カ年計画を

もちまして二十七八所の広域調査を推進すること
を当面の計画といたしております。

○小柳勇君 法律を読む人もいろいろありましょ
うから、将来のために少し論争しておきますが、
二十七八所の鉱区設定以外に、そういう可能性、
在鉱の確保ができた場合、その場合の鉱業権の認
可、鉱業権設定などの場合には、この負担などは
変わってこなければならぬと思う。いま出されて
おる法律の負担割合などから変わってこなければ
ならぬと思うが、いかがでしょうか。

○政府委員(岡角良彦君) 鉱床の発見は、探査技
術の進歩等によりまして将来新たに期待され得る
かも知れません。その場合におきます精密調査等
の負担割合については、現在の六、二二という割
合を特に変更をいたす必要があるかないか、それ
は将来の問題かも知れませんが、当面はさような
ことは考えておりません。

○小柳勇君 いま法改正の当面しておる問題につ
いては考えていないようでありますから、将来ま
た問題がありましたら、そのときに論争すること
にいたします。

次に進んでまいります。現在の探鉱技術水準
というものは、世界的に見てどういふものであ
るか。大ざっぱにいまして、探鉱促進事業団の
技術陣あるいは調査所の技術陣あるいは大学の教
授あるいは官庁の技術陣などありますが、世界の
探鉱技術陣の水準に比べて、日本の探鉱技術とい
うものは一体どういふところにあるのか。

○政府委員(岡角良彦君) 現在まで探鉱を推進し
てまいりました地質調査所の技術陣ないしは探鉱
促進事業団の技術陣などの技術水準は、きわめて
一流のレベルにあると承知いたしております。た
とえば海外の鉱山開発の実績等から見ても、わ
が国のボーリング技術等を中心とする探査技術
はきわめて優秀であるという折り紙がつけられて
おります。

○小柳勇君 さっきの黒鉱の問題に返りますが、
黒鉱が秋田で出るようになりました一つの希望を
持つておられるようですが、これの製錬を

の他がまだ十分でないという話を聞いているのだ
が、この点について、どういふふうに進めよう
としているのか。予算の問題なり技術陣なり、あ
るいは研究体制なり、具体的に、いまの日本の探鉱
技術については聞きましたが、製錬技術など、黒
鉱問題について、どういふふうにあたりは明るく
導いていこうとしているか、お聞きいたします。

○政府委員(岡角良彦君) ただいま御指摘がござ
いましたように、黒鉱は、銅、鉛、亜鉛等の複合
鉱物でございまして、新たにこれが回収技術ない
しは実収率向上のための技術研究を特に必要とす
る鉱石であるというところは御指摘のとおりでござ
います。したがって、現在この黒鉱の製錬も
しくは選鉱の技術開発につきましましては、各企業に
おきましては極力努力をいたしております。政
府としても、これが企業側の研究努力を助長、推
進いたしますとともに、国の研究機関におきまし
ても、この黒鉱の開発技術を取り上げて、重点的
な研究対象にいたしておる次第でございます。

さらに、民間の共同研究に對しましては、補助
金を交付いたすことになっております。四十年
三千万円をすでに計上いたしておる次第でござ
います。さらに、黒鉱の開発技術、各方面の努力を
総合的に取りまとめる意味におきまして、科学技
術庁の資源調査会におきまして、黒鉱開発技術の
総合的な推進をお願いしておる次第でございま
す。今後ともかような方向で黒鉱問題を重点的に
取り上げて、あらゆる面で開発の助成をはかりた
いと思っております。

○小柳勇君 大学、民間、官庁など、この技術陣
の横の連携ですね、そういう研究体制などを大臣
もひとつ十分に御勘案なりまして、さらに日本の
探鉱技術並びに製錬技術の発達のために、ひとつ
万全の対策を立ててもらいたいと思うわけで
すが、次は、大臣が四十五分に退席なさるそうで
ありますから、大臣に対する質問をしておきま
す。衆議院のこの委員会が附帯決議がありまし
て、資金ワクの拡大、それから金利の引き下げで
すね、この附帯決議がついておるようであります

が、この探鉱促進事業団、あるいは調査所、ある
いは鉱山側がおの探鉱をやっております。や
つておりますが、現在の予算を見ましても、これ
ではしよせんは、いま言ったように海外から輸入
する以外には道はないのじゃないかという不安も
ありますが、資金ワクの拡大について、どうい
うな討議がなされておるか、それから金利の引
き下げについて、ういような討議がなされてお
るかをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(三木武夫君) 資金ワクは、出資を拡
大することが一番望ましいので、今後出資
を拡大していきたいということで、金利はいま
七・五%を六・五%にできないかと考えて努力を
いたしてまいりたいと考えております。出資は二
十四億を三十億程度に持っていきたいというのが
目標でございます。

○小柳勇君 次は、促進事業団を将来、いま調査
所がありますし、事業団がございしますが、精密と
広域と両方分けてやっておりますけれども、これ
をもう少し一元化してやったほうがかえって技術
の交流なり、コストなり機械の流用なり、いろい
ろいのがやれないかと思うのですが、通産省では
どういふお考えですか。

○国務大臣(三木武夫君) いま相当役割が違
うわけですから、長期的に見れば一元化すべき
ものでしょうね。そういう方向で考えましよう。

○小柳勇君 さっき海外探鉱の話が出ましたが、
まあ特にいま戦争などどつばつ方々で起こって
おりますから、投資いたしたとしてもこれがまた焦
つて役に立たぬというような問題もございま
しょうが、国内の埋蔵量というものもある限界が
あるように思う。二十七八所だという話聞きました
が、したがって、海外探鉱についても相当大幅に
馬力をかけないと、これからの金属鉱業の発達に
追いつかないのではないかと、そういう気がいたし
ますが、重ねて、海外探鉱に対する将来の問題と
して、大臣の見解を確めておきたいと思います。

○国務大臣(三木武夫君) 海外の試験開発、これ
を中心にして積極的にやりたいと考えております

が、現在の計画等については、鉱山局長から御説
明を……。

○政府委員(岡角良彦君) わが国の海外鉱物の開
発につきましては、昭和三十九年度までの過去十
二年間に約五百十億円の投資をいたしまして各地
の鉱山の開発を行なっております。現在さらに海
外鉱区を中心にボリビア、チリ、ペルー等南米諸
国におきまして、一般的に開発のための調査を行
なっている次第でございしますが、今後国内におけ
る非鉄金属の需要が増大いたしましたので、先ほど申
しましたように、輸入依存度が上昇してまいりま
すので、海外開発にさらに一そう努力する必要が
あります。たとえば銅だけをとりましても、毎
年海外の探鉱費約三十億円、その開発の費用百億
円以上を調達することが必要とならうかと考えて
おります。さような方向での海外鉱産物資源の確
保ということにつきまして全力をあげて努力をい
たしたいと思っております。

○小柳勇君 まづ現在のわが国の金属鉱物の供給
状態、それからわが国で必要とする金属が平年度
どのくらい必要であるか。銅を例にとつてもら
うて、これと輸入鉱から製錬するもの、あるいは国
内の鉱石から製錬するもの、こういうものについて
金属鉱物の供給状態を若干数字的に説明してお
いてもらいたいと思っております。

○政府委員(岡角良彦君) 昭和四十一年の数字で
申し上げますと、銅につきましては、大体消費量
が九十八万七千トン、そのうち輸入量は三十三万
四千トン、したがって、輸入依存度は、銅分
全体としまして三四%というふうに見込まれてお
ります。

○小柳勇君 国内産の鉱石の比重が年々低下して
おる、こういうことでいままで大臣に質問したよ
うな問題が出てくるわけですね。日本の国力に
もつと馬力をかけよ、こういうことであります
が、これが次の問題に発展していきませんが、事業
団ができてから、その実績がどういふふうに進
捗してきているのか。国内の依存度がだんだん多くな
つてきているのか、とにかく鉱物探鉱促進事業団

ができてから通産省が考へておる見方、そういうものをまずお聞きして、あと事業団のほうから説明を求めたいと思います。

○政府委員(岡角良彦) 御承知のように、事業団発足以来探鉱に努力をしていただきまして、大いに国内の新しい鉱床の発見につとめまして、その結果、銅、鉛、亜鉛、錫の生産量の維持及び品位の向上というのを通じて、銅、鉛、亜鉛等の非鉄金属鉱物のコスト・ダウンにいろいろ貢献をしていただいております。ところが、遺憾ながら、わが国の鉱床の賦存状態から考えまして、増大する需要をまかなうに足らない新しい鉱床の発見が追いついていないということは事実でございます。したがって、その不足分は輸入の上昇によってまかなわざるを得ないという状態にあるわけでございます。

○小柳勇君 事業団ができて、それまで各会社でやっておった探鉱事業、それが事業団のほうに自然と移行してまいったんでございまして、うかが、できました後の今日の状況について、若干通産省からお聞きいたします。

○政府委員(岡角良彦) 一例をあげさせていただきますと、事業団が発足いたしました以後、いわゆる地質調査所並びに事業団の協力によりまして、秋田県の北鹿地帯を中心とした探鉱の結果、先ほど申し上げました黒鉱というものが約六千トン賦存をしておるということが発見されました。これが新しい銅、鉛、亜鉛を含んだ鉱種として非常に注目されるに至ったことは御承知のとおりでございます。さような意味におきまして、今後とも有望な地点につきまして、探鉱事業団を中心に広域及び精密調査を推進してまいりたいと考えております。

○小柳勇君 いままで地質調査所がやってきておった仕事を今度事業団に移すわけですが、その利益、利害関係ですね。

【委員長退席、理事柳田桃太郎君着席】

なぜこの事業団のほうに移すのか、その点をお聞きいたします。

○政府委員(岡角良彦) 御承知のように、鉱山資源の開発は、ある意味で非常にリスクの多い事業でございますし、また相当膨大な資金を必要とする事業でございます。したがって、国もしくは国に準ずる機関におきまして、できるだけ広範な地域につきましても一般的な鉱床の賦存条件もしくは状態というものを明らかにいたしまして、そのあと、やや確率を高めた段階におきまして企業が具体的な探鉱開発に乗り出すというふうに分業体制をとることが、国全体としても能率的であり、かつ、企業にとっても好ましいことであるということから、いわゆる三段階方式というものを設けまして、金属鉱物探鉱事業団の活動範囲を拡充強化することにいたしました次第でございます。

○小柳勇君 それでは事業団のほうにお聞きします。

事業団による探鉱融資が行なわれるようになりまして三十八年度以降の鉱量確保の実績はどうなっておりますか。

○参考人(加賀山一君) 探鉱事業団の加賀山でございます。

ただいまのお尋ねの探鉱実績でございますが、これは精密調査のほうは、ほんとうの地質構造調査でございますので、探鉱による鉱量を計算するというようなことは、まだとうていいまの段階では、数字的に出ないわけであります。

われわれのほうの融資によりましてどのぐらいで出たかという御質問だと思っておりますが、三十八年度の融資によりまして、われわれのほうで考えております数量は、大体積算いたしますと、銅、鉛におきまして千七百三十五万トン、品位が一・八八でございます。従来の日本の銅、鉛の平均品位は、おそらく一・一とか一・二の間だと思ひます。それに比べますと非常にいい鉱石が見つかるおと、こういうふうにお考え願いたいと思ひます。三十九年度におきまして約二千万トン、これは平均品位が一・七六、四十年年度はこの三月に終わりましたので、それで四月の一日に、

大体各鉱山、鉱量計算をするというのがたてまえになっておりますので、まだ確たる数字をちよつと申し上げられないのでございますけれども、相当——やはり二千万トン近くのものが出ています、こういうふうに住じております。

○小柳勇君 いま融資によってこれだけ出たとおっしゃいましたが、融資の実績をお伺いいたしますが、三十八年度以降の事業団の探鉱融資の実績、まず第一は、融資希望額、融資申し込み、それと第二は、融資の対象の鉱山数、それから実際に貸し出した金額、その比率また利率——さつき七分五厘とおっしゃったのですが、その利率を御説明願ひます。

○参考人(加賀山一君) 三十八年度におきまして、借入れの申し込み金額は約四十三億でございます。そして融資金額は十四億六千五百万円、三十九年度におきましては、借入れ申し込み金額が五十億、そしてその融資金額二十億、四十年年度におきまして、申し込み金額五十二億に對しまして、融資金額は二十二億になっております。

○小柳勇君 いまお話しになりました三十九年度も四十年も、その融資率は五〇％に満たないのでございしますが、この点について、理事長の御見解を伺いたいと思ひます。

○参考人(加賀山一君) 申し込み金額に對しての融資率は、おそらく四〇％前後にしかなっていないと思ひます。ただわれわれのほうといたしましては、融資可能金額があまり十分でないという点から、実際に申し込み額をそのまま融資対象事業としておりません。この申し込みの中で取捨選択いたしまして、対象事業というものを選びまして、それに対して、ただいま申し上げた金額を融資しておる、こういうことでございます。といひますのは、申し込みの工事にやはり甲乙あるわけでございます。非常にいい炭鉱、それからそれほでなくて遠慮してもらつてもいいのじゃないかと思われものがございしますので、遠慮してもらつてものを約二割ぐらい、つまりセーブいたしまして、それに対して、ただいま申し上げました融資額を

御融資申し上げますと、大体融資金額は、工事に對して五〇％ぐらいになっております。

○小柳勇君 いい山と悪い山とおっしゃいましたが、探鉱は、あるかないかのことが問題でありまして、必ずしも、人がいいか悪いかということが問題じゃないというふうな気がいたしますが、したがって、こつちのAの山にあると思う、こつちのBの山にもあると思う、そのときに選択される基準は一体どういふところですか。

○参考人(加賀山一君) 私の御説明が少し足りなかつたと思ひますので、補足して申し上げます。リスクのあまりないというものは、われわれの側から見ると、いい探鉱でない。むしろリスクのあるのに、そしていいものが見つかりそうなのを、一番順位にとるわけでございます。そして、それ

も各鉱山の中で、たくさんいろいろな工事があつたわけですね。こつちの坑道を延ばそう、あつちの坑道を延ばしたらどうか、ここの地域をボーリングしたい、こういういろいろな希望が、一つの鉱山についても出てきておるわけです。つまり一つの鉱山についても甲乙をつけて、この工事はよろしい、この工事は遠慮してもらつてもいいのではないかということにいたしておるのであります。探鉱業者のどうこうという問題でそれをきめておるものじゃないと思ひます。

○小柳勇君 そういたしますと、探鉱促進事業団の技師が一番、専任員になつて、山の技師は次の第二位にあるというようなことを考えていきますと、われわれは、山の技師は、こどももあるだろう、あるいはこどもボーリングしたい、坑道を掘りたいという考えでしょう、そうしますと、おたくのほうでチェックしまして——もう一つ金が足りないから、チェックするのか、技術的に見て、それはあまりどうもやつても経済的にだめだと思ひからチェックするのですか、それはどつちですか。

○参考人(加賀山一君) もしお金が十分ありますれば、その計画も、われわれのほうとして、探鉱の価値あるとして出したいと思ひますが、金額の

ほうのワクがきめられておりますししますので、その中で、私の申しますのは、いい悪いというのは、その山としてはいいかも知れませんが、われわれのほうとしては、リスクがない、ほとんど企業が自分の金でやっただけでできるじゃないかと思うようなものは遠慮してもらい、こういうような考え方でございます。やはり事業団としては、リスクはあってもいいものがさがせるというようなものを、第一順位にいたしまして査定しておるわけでございます。

○小柳勇君 そうしますと、まず第一は、金のワクが少ないのだ、金があれば、五十億申し込みがあれば五十億そのまま貸しても、経済的にあるいは赤字になるかもしれないけれども、それは、さっきおっしゃいましたように、銅でも亜鉛でも鉛でも、よい出さなければならぬわけですね、需要量に対しては、海外からもとてなければならぬから、海外へ、危険な投資をして、あるいは焦げつくかもしれない、アフリカなんかへ行ってやるよりも、あるいは経済的にはコストは相当高いけれども、日本で投資したほうがいいわけですね。そうしますと、たとえば海外で百億投資しなければならぬとさっきおっしゃった、その金の半分持つてきて、あるいは三十億持つてきて、申し込みどおりに、あと三十億出す、そういういたしますと、案外いい山が掘り当てられるのじゃないか、あるいは、経済的に出る方法があるのではないかと、そういう点について、いかがでしょう。私もしろうとですから、理事長からよくお聞きしておきたいと思ひます。

○参考人(加賀山一君) 確かにむだ金になるということも覚悟でリスクを思い切つてかけてやれば、お金を使えば使うだけいい成果が出ることは間違いないと思ひますが、しかし、それにはやはりそれをやるだけの根拠が、ただめくらめっぽうにやるのじゃなくて、確かにこういう仕事はこれは可能性のあるのだという、可能性の問題とリスクの問題との兼ね合いできめていかなければならぬ問題だと思ひます。

○小柳勇君 私ども、エネルギー論争をいまやっておりますけれども、石炭五千五百万トンをとにかく出さなければならぬ、これが国策である。また、そういう大きな柱を立てながら、赤字千二百億ぐらゐは出していかねばならぬだろうと、いま考えているわけですが、そういう立場から考えましたら、私はさっきから、三十一年から三十九年までの出鉱量を見まして、あまりにも粗末ではないか。十年間かかって、わずかに二〇%から三〇%しか前進していない、これはさういう考えがあるからじゃないか。私、さつき国有国営と言いましたけれども、少なくともひとつ一山ぐらゐは公社としてやつてみて、金かけて出鉱量をふやそうではないかという構想は、理事長持たぬのですか。

○参考人(加賀山一君) 事業団が一山持つてやるというふうなことは、ただいまのところ考えておりません。われわれのほうといたしましては、やはり現在の近代技術でできるだけ生かして、さうして一つでも多く、また、一日も早くいい鉱床を見つかるという方向で、あらゆる自分たちの頭をそのほうへ向けて考えているわけでありまして。

○小柳勇君 鉱山局長にちよつと聞きますが、いま四十年、五十二億の申し込みで、二十二億融資しているのですが、通産省の方針として、このくらいでよろしい——これは三十九年から四十年の率を見ますと、大体同じなんです、そういうことであるのか。初めは、原案はもつとんと、たとえば五十億要求しましたけれども、半分に削られたのか、どうですか。

○政府委員(岡角良彦君) われわれといたしましては、現在の探鉱融資事業によります融資実績の内容につきまして、必ずしも十分であるとは考えておりません。特に融資率は、ただいま御指摘のございましたように、なお改善をいたすべき余地があるかと思ひますので、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、今後とも出資の増大等をはかりまして、六〇%という原則を融資の場合に実現をいたしたいと思ひます。

○小柳勇君 いまメタルの山の数と、それから赤字、黒字ですね、概数でいいですけども、どんなものでしょうか。全体的にはどのくらいの赤字であるか、あるいは黒字であるか。

○政府委員(岡角良彦君) 御承知のように、非鉄金属の鉱種は非常に多岐にわたりますので、かつ、その従事する企業の種類もいろいろございまして、一般論としては申し上げにくいのでございますが、銅等は、現在のところ、赤字の山はほとんどなくなつております。現在七十九の山が稼働しておりますが、赤字はほとんどないと思つております。

○小柳勇君 それでは、もう少し国策として事業団の融資もふやして、あるいは調査所などにも少し金を出して、探鉱を急速にしなければならぬのじゃないでしょうか。さういふと、いままでずっと少ししかふえなかったのが、銅だつて、ふえるのじゃないですか。私、勉強不足なんです、今年度の調査所の使予算——事業団のほうは二十四億とおっしゃいましたが、調査所はどの予算は幾らですか、ことし。

○説明員(佐藤光之助君) 地質調査所は、昭和三十八年以降広域調査をやつてまいりました。実は、このやり方というのは、その前から基礎的にやつてまいりまして、秋田県、それから愛媛県、高知県その他の県で、いわば調査方法を確立して、それからさらにいろいろ資料を集めて、成果をあげて、あとの事業団の精密調査に引き継ぐというふうな目的でやつてまいりましたわけでありまして。その三年間、私のほうで実施いたしました結果、広域調査のやり方というもののつきましては、大体この方法が確立した。それからもう一つは、調査方法だけではなくて、こういう探鉱事業でございまして、さういふ事業をいかに能率的にやるかということ、やはりその組織をどういうふうにするかということが非常に重要な問題だと思つております。

それで、われわれのほうとしまして、いろいろ検討しました結果、やはり事業団におきまして精密調査をやる以上は、広域の調査も事業団にお願いする、さうして事業団におきまして広域の調査、それから精密調査、それから企業の探鉱というふうな、一連の事業としてやつていただきたい。さういふふうに四十一年度は進めております。

さういたしますと、調査所としては何をやるかということでございますが、私のほうといたしましては、さういふことについて、まず鉱山局におきます、さういふ探鉱事業の企画、立案、いろいろ、それから解釈についてできるだけ御相談に乗つて御援助、御協力すると、さういふことが一つと、それからもう一つは、探鉱事業団で事業として実施する技術的な内容についてのレベルアップをする、さういふことがこれから必要だと思ひまして、さういふことを二番目としてはやる。それから三番目の問題としましては、やはり調査所の性格上、現在十年間の計画で二十七地域が計画にいまのぼつております。しかし、これはやはり地質学的に見て日本の資源はいかにあるべきかということについての研究は非常に重大だと思ひまして、調査をいたしまして、さういふ日本全体の資源の見通しをつけると、さういふようなことをいたしたいと思ひます。

〔理事柳田桃太郎君退席、委員長着席〕

したが、いまして、さういふような意味におきまして、昨年まで実施してまいりました広域調査の特別研究費というものは、一応それに伴う仕事というものは事業団のほうに移管いたしました。私のほうといたしましては、先ほど申しましたわゆる基礎面、それから新しい技術の開発と、さういふ方向に進む計画であります。

○小柳勇君 さうすると、さつき鉱山局長が言われた二十七カ所のほかでも、広域調査では手をかけておるといふことですか。

○説明員(佐藤光之助君) 一応現在の段階で科学的に地質の面から考えますと、現在候補地としてありますのは二十七カ所でございます。したが、いまして、十年計画としていま鉱山局で計画を立てる

根拠として、現在それに準拠しているわけ
でございます。しかしながら、最近、中小鉱山の
ほうにつきまして、従来は地面に出ていたもの
の鉱床をさがすというやり方でございましたけれ
ども、それが地下、深部の鉱床をさがす、そうい
うふうになっている変わっている段階におきま
しては、この二十七カ所以外にも有望地があるか
どうかということを科学的に検討することは、私
のほうとしては、やはり課せられた仕事として考
えております。日本全体の資源につきまして地質
学的にどういうふうな状態であるかということ
は、調査所としまして常に研究すべき問題だと考
えております。

○小柳勇君 おたくの年間の予算と、それから
職員の数ですね、陣容、そういうものをちよつ
と。

○説明員(佐藤光之助君) 私のほうの人員は四百
八十一名でございます。それから年間予算、これ
は十億ちよつとでございます。それは人件費も含
んでおります。

○小柳勇君 地質調査を主体として広域調査をや
られるわけですが、そのあと事業団のほう
が精密調査をしていくわけですね。その関連で
すね。おたくのほうは工業技術院として役所でい
く、こちらのほうは事業団として仕事をしてい
ますね。その、何といいますか、利益分配とい
いますか、おたくはあれは有望である、あれは有望
でないということを言うでしょう。有望なところ
を事業団のほうで精密調査をしていくわけがす
ね。事業団のほうは、その引き継ぎあるいは経費
の分担のほうはどうなっているのですか。

○説明員(佐藤光之助君) 一応探鉱事業団の計
画、企画、立案といえますものは、鉱山局のほう
で実施することになっておりまして、それでわれ
われのほうといたしましては、鉱山局のほうに御
協力して、それにいろいろ御意見を申し上げる
と、こういうことでございます。しかしながら、
実際問題としましては、やはり鉱山局、それから
探鉱事業団、それから地質調査所と、そういう間

の専門家というものが実際に現実のデータをもと
としていろいろ討議をいたしまして、それで十分
検討して十分効果があがるように考えて進めたい
と思っております。

それから予算の件につきましては、鉱山局のほう
の予算で一部動く部分もございますけれども、
調査所として必要なものは、私のほうの予算でそ
の関連するよう調査研究というものは実施する
予定でございます。

○小柳勇君 調査所のほうも、これは広域にいわ
ゆる政府としてやってみていくんだから、地質調
査が主体でしようが、あとこれを、ここをボーリ
ングやってみたら有望なんですね、たとえば銅な
ら銅と仮定いたしました。銅の鉱脈がずつとわ
かる、それで今度は事業団が行って精密調査をす
るわけですね。これが有望とわかったら大抵民間
の会社が行く、そして民間会社の技術員がボーリ
ングをして、どういうふうな坑道をつくっていく
たら一番経済的かということをやするわけではし
ょう。その利益の引き継ぎの分配を聞いておるわけ
です。おたくも経費をかける、たとえば年間、これ
は全部で十億ですけれども、その広域調査をする
場合に、一億円なら一億円かかったとする、そこ
の地域に、松山周辺にあつたところ、あるかないか
わかりませんが、そのあとこれは有望とわかり
ますと、今度は事業団が行くでしょう。そうす
ると、それにかかりました一億円はかけつばな
し。その後には事業団が行って事業団が調査を始
めるといふので、その間の経費がかつたのは若干
事業団が負担をして、今度は山を開業してもい
い、これは経済的に成り立つと思つた場合は、こ
れだけの経費を調査所と事業団がかけた、その後
会社が行って坑道を掘って出せ出せと、こう
いうことをやっておるのか、その点を聞いておる
わけですね。

○政府委員(岡角良彦君) ただいま御審議いた
だいております法律案のたてまえから見ますと、
一番最初の広域調査は、これは国の費用で全面的
に行なう、したがって、国が、具体的にい

ば鉱山局が探鉱事業団に委託をいたしましたして広域
調査を国の費用において行なつていただく、二番
目の精密調査の段階は、探鉱事業団自体の事業計
画として探鉱事業団の経費で推進をしていただ
く、三番目の企業探鉱は、企業自体のリスクと負
担においてやつていただく。ただし、探鉱事業団
の段階におけるボーリングが当たりました場合
は、ボーリングの費用は企業側からいただく、こ
ういう経費の負担割合ということでございます。

○小柳勇君 わかりました。そうすると法律が
変わつてまいりますが、計画と広域調査を事業団
がやりますから、調査所との関連はこれからどう
なりますか。

○政府委員(岡角良彦君) 地質調査所と事業団と
の関係は、もちろん緊密な協力関係、相互の連絡
をとつて、主として地質調査所の持つております
高度の技術的な知識及び豊富な資料、データ等を
随時事業団の技術陣に連絡し、また、相互にデー
タの検討を行なうというふうな関係で、緊密な連
絡をとるということに尽きると思ひます。

○小柳勇君 事業団の業務内容ですね、現在の人
員とそれから年間予算、どうなつておりました
か。

○参考人(加賀山一君) 人員は、大体いま見込み
といたしまして、現在はまだ四十数名でございます
けれども、これは今年度五十四名になると思ひ
ます。

○小柳勇君 予算は、

○参考人(加賀山一君) 予算はもうほとんど……

○小柳勇君 いや年間予算。

○参考人(加賀山一君) 年間予算は融資金額、そ
れを回しておるというふうな形になります。あと
は政府保証債の一億幾らと、それから今度の通産
省のほうからわれわれのほうに委託の費用が、広
域調査として一億五千万円でございます。

○小柳勇君 なるほどね、私は事業団のほうでレ
ベルが一番最高技術と思つておつたが、話を聞い
ていろいろ、調査所のほうが、いまの探鉱技術
としては最高なような話に大体落ちついたよう

ですね。しかも陣容も一番充実しておるわけだ
が、この法律では、今度五十四名になるでしょう
けれども、それはさっきの調査所のほうは四百八
十一名ですからね。これはその十分の一、事業
団のほうはね。これはやっぱり鉱山局から計画な
り立案までされて、今度は法律では委託するよう
になつておりますけれども、これはやれぬのじゃ
ないですか、事業団は、どうですかね。

○政府委員(岡角良彦君) 現在の陣容におきま
して、将来の探鉱規模を十分こなせるということに
はなお足りない面があるかもしれませんが、ただ
いまお話がございましたように、人員の充実とい
うことによりまして十分処置いたしたいと考えま
す。

○小柳勇君 人員の充実も、片つ方のこの広域調
査のほうの地質調査所は四百八十一人をもつて、
十億円の予算をやつておつても、なお精密調査が
できないのでしよう、広域調査だけで。これは違
法であるということでは、今度は事業団のほうに引き
継いでいくわけですね。事業団のほうはわずかに五
十四名で、ほとんど、融資だけならいいですね、
五十四名で。融資なら帳簿をつければいいのです
が、ところが、この調査所は四百八十一名で、調
査したあと今度は精密調査なり計画なりを五十四
名でやるといふことは、ちよつと考えられませ
んがね、ぼくは。この点どうなんですかね。

○説明員(佐藤光之助君) 私のほうは四百八十
一名、非常に多い人数でございます。しかしなが
ら、その中の組織を見ますと、いわゆる日本全土
の地質図をつくるという仕事、これはまあ地質部
でやります。それからいわゆる土木地質、防災地
質の関係を扱う、それから地下水をやつておりま
す応用地質部と、そのほか燃料部といひまし
て、これはいろいろ石油、天然ガス、石炭の分
野、それから物理探査部とか技術部といひいろ
い調査技術を研究している分野、それから各出先
と、こういうものを含んで構成しております。し
たがいまして、そういう形態の試験研究機関、調
査研究機関として存在しております。もちろん、

いま御指摘のように、全体の人数はまあいるのでございませう。しかし、その構成人員といたしましては、いわゆる研究所式のいき方をとっておりまして、従来のように、一つのモデルケースとして、この調査研究というものを実施促進するといふことは、非常に有効に考えられると思ひます。で、その調査方法が確立いたしました段階におきまして、これを事業団のほうでこの実施をお願いすると、こういうことが、われわれいろいろ実施した結果有効な方法ではないかと、こういうふうな考え次第でございませう。で、従来四百八十一人の中で金属広域の調査に十五人ぐらい関係しておりまして、

○小柳勇君 おたくのほうが多いと言っているのじやなくて、おたくのほうも足りませんし、十五人ぐらいではね。ただ、この事業団のほうがあるにもお粗末じゃないか。五十四人の中に技術人は何人いるのですか。

○参考人(加賀山一君) 私ども広域調査、先ほど小柳さんからの御指摘がありましたものを、大学とか民間の人、それから県の地質専門家、こういうものも全部動員いたしまして、今度は広域調査というものは、われわれのほうと合わせてやるつもりで計画しておるわけでありませう。大学のほうにはみな非常に御協力を願えるということもはつきりいたしておりますが、間違ひなく本年度の調査というものは、われわれの力で、地質調査所の応援を得ましてやっていけるといふ確信を持っております。

○小柳勇君 まあ大学や民間、方々から技術人を動員して協力してやっていただくことは当然のことなんでしょう。五十四名ではできませんよ。その中に何名技術人がおられるか詳しくいませう。たゞ地質調査所のほうの広域調査十名か十五名おられるでしょう、それから事業団のほうにも十名か十五名おられるでしょう、あとは大学の教授なり、地域で地質調査している委託するわけでしょう。今度はボーリングはボーリングの会社に委託する

でしようが、それではあまりにお粗末ではないかと私言っているわけですか。どうですか、あなた率直に言つて。

○参考人(加賀山一君) われわれのほうは、鉱山局の企画立案されたものを委託を受けるわけですね。一年間に一億五千万円という範囲においての委託があると思うのですが、一地域をそう一年でみなばつとも何もかもやるというのではなくて、おそろく何年かかつて一地域の調査というものが終わるのではないかと、こういうふうな考えておりました。われわれのほうとしては、その動員数に応じて十分できるような仕事をいただけるものと、こういうふうな考えております。

○小柳勇君 一億五千万の金によつて仕事をやるのだからそれはいいけれども、私が申し上げておりますのは、この統計をずっと見ましても、銅が要するというのに、十年間のうちに二割か三割しかふえてはおらぬじゃないですか。ところが、事業量は五年先には七十何万トンになる、四十五万トンは外国から輸入しなければならぬとおっしゃるものですか、それなら外国に金を投資するよりも、あなた方事業団とか調査所にうんと金を入れて、そして早く、何年かかつて一カ所の地域を調査するのではなくて、一年ですぐやりなさい、秋田県なら秋田県をすぐやってしまいなさい、あるいは四国を一年でやりなさい、一億五千万円でやらずに。一本のボーリングだつて一千万円ぐらいかかるでしょう。たとえば一千万円かかるとして十本で一億ですね。それではほんとうのメタルの鉱山業というものはお粗末ではないか、もう少し金をかけて地下資源をやらなければならぬじゃないかということ言っているのですよ。そここのところはどうかですか。

○参考人(加賀山一君) その点、金属鉱業と石炭鉱業と非常に、同じ第一産業であり、また再生産がきかないという点では共通しておりますけれども、鉱物の存在状況からいいますと、たいへんな違いがあるわけですね。石炭のほうは、早く申しますと、大体操業を開始する以前にこの

フィールドにはどれだけの厚さのどれだけの炭が何千何万トンあるということがまず大体わかつております。そしてそれを計画的にどういうふう

に開発するかというやり方ではやられるわけございませう。その点、石炭はある程度自由でございませう。その点、金属鉱業のほうはそういふわけにまいりませんので、やはりたとえばことし掘つたものはそのうちにずつと、鉱量はできればその年のうちにさげておかなければならぬ。鉱量というものが初めて確定しておりませんので、やつてさらに仕事をしながらまた鉱量はさがしていくと、こういうところに相違があるわけでありませう。したがって、もし探鉱しなければ、もう掘つただけはだんだんその鉱山の寿命というものは減ってくる、これは石炭も同じですけれども、しかし、その先がまづ暗なんです、お先まづ暗なんです。その点、石炭鉱業のほうは、大体これだけ掘つたらまだこれだけ残つてい

る、これをどういうふうに掘ればいいのかという掘り方を考えればいいわけで、その点が金属鉱業とまるで条件が違つておると、こういうことを申し上げたわけでありませう。

○小柳勇君 石炭鉱業と違ひますから言っているわけですよ。もう少し金をかけて、そのメタルのほうの鉱山の探査をやつておつてふやさないければならぬでしようということ言っているのではありませんか、これはまた大臣に聞きましょう。

では、まあ具体的に広域調査を実施する候補地はどこか、鉱山局のほうの計画がありましたら、これをお教えください。広域調査を実施する場所はどこか。そのことをまずお聞きいたします。

○政府委員(岡角良彦君) 現在まで、昭和三十八年度以降広域調査を実施してまいりました地点は、秋田県の北鹿地域、それから愛媛、高知県の白髪山地域、広島県と岡山県両県の成羽川地域、この三地点でございませう。

さらに四十一年度におきましては、以下の九地点をあわせて広域調査の対象といたします。その第一は、北海道の下川地域、秋田、山形両県の和

賀雄物地域、山形県の山形吉野地域、福島県の西会津地域、福井県の中竜地域、和歌山県の紀の川地域、島根県の北島根地域、大分、宮崎両県にまたがります祖母嶺山地域、宮崎県の日の影地域、以上九地点、したがって、合わせて十二地域を調査いたします。

○小柳勇君 一カ所の調査にどのくらいの期間が必要なんですか。

○政府委員(岡角良彦君) 平均いたしまして数年ということでございます。

○小柳勇君 現在の法律の対象は、銅、鉛、亜鉛、マンガンをすけれども、その他の鉱種についてはそういう考えはないのですか。

○政府委員(岡角良彦君) 御承知のように、銅、鉛、亜鉛は、重化学工業等の重要な基礎資材であり、かつ、自由化が行なわれまして、国際競争力を強化するきわめて重要な鉱種と考えましたので、これを対象鉱種に取り上げた次第でございませう。

将来これ以外に拡大する必要があるかどうかという点は、また今後の情勢によりまして拡大の方

向で検討してまいりたいと考えます。

○小柳勇君 それから、この法律の改正で、従たる事務所を設けることができること書いてありますが、その所在地とそれに要する人員の増加についての予定があればお教え願ひます。

○政府委員(岡角良彦君) 現在のところ、事業団は法律上従たる事務所の設置が認められておりませんで、事実上の事務遂行の必要上、秋田県大館市に事実上の事務所を置いております。今回従たる事務所が法的に設置できるようになりましたら、さういふ現在の事実上の大館事務所を切りか

える予定になっております。

○小柳勇君 事務所の職員はどのくらいですか。

○政府委員(岡角良彦君) 現在四名でございませう。

○小柳勇君 次に、北海道地下資源開発会社がございませうが、委託を受けるならば東北地方でもボーリングをすることができると。これと事業団の調査事業との関係はどうであるかお伺ひいたしま

す。

○政府委員(岡角良彦君) 御指摘の北海道の地下資源開発株式会社は、たてまえといたしまして北海道の地下資源の開発を主たる業務とする組織でございますが、探鉱事業団のほうには、有望な鉱床につきましても全国的な科学的な探鉱調査を行なうことを任務とする組織でございますので、おのずからそこに地域及び業務の性質上の差異があると考へます。

○小柳勇君 それから、精密調査が現在秋田県で行なわれておりますが、四十一年度以降の計画地域があるのかないのか。あればその場所をお教え願います。

○政府委員(岡角良彦君) 秋田県の精密調査は四十一年度で大体終了いたしますので、四十二年以降は、愛媛県と高知県にまたがります白髪山地域の精密調査を対象といたす予定でございます。

○近藤信一君 ちよつと関連。いま北海道の問題が出たんですがね、北海道地下資源開発株式会社は北海道に限定されておるわけですね、法律では、しかもそれは石油以外、石炭と金属鉱物、こういうことになっておるわけですね。今度広域調査のために事業団が北海道でやると先ほど答弁されておりましたが、北海道でやるといふことになると、北海道地下資源開発会社では、もう北海道だけで困つておる、いまあまり当初予定したほど北海道にないのだ、だから今度は本土のほうに出なければならぬというふうなことを聞いておるわけなんです。そこへ持ってきて、今度また事業団が北海道に行く、北海道地下資源開発株式会社が北海道にやると困つておるというときに、北海道に行つてやるといふことは、北海道のほうを侵害することになると思ふのですが、そういう矛盾はどうなんですか。

○政府委員(岡角良彦君) 探鉱事業団のほうは、御承知のように探鉱に関する広域調査及び精密調査を行なうことを本来の任務といたしておりますので、北海道地下資源開発会社が具体的な開発

を行なう場合のきわめて有益な技術的な指針というものを与えることにならうかと思ひます。したがひまして、探鉱事業団の業務と北海道地下資源会社の業務とは、北海道という地域につきましても相互に相補いましてきわめて有効な協力関係ができると思ひます。

○近藤信一君 そういたしますと、探鉱事業団のほうは北海道の調査をやる、そうして、ここに埋蔵量がどれだけあるかという見通しがつければ、そのあとは今度は北海道地下資源開発株式会社のほうが引き取つてやる、今度は実際の探鉱をやるということになるわけですね。

○政府委員(岡角良彦君) 御指摘のとおりでございますが、なお、北海道地下資源開発会社は、私の記憶では、法律上特に許可を得まして他の地域にも事業活動ができるものと存じます。

○小柳勇君 いままで質問いたしまして部分的にはもうわかりました。ただ、私は、一番問題は、調査所も事業団も、もう少し技術陣なり、予算をとつて……、広域調査で一カ所に数カ年もあるといふことでは、このメタルの出鉱量はもうふえないのではないかという気がいたします。そのことが日本工鉱工業生活に非常に大きなマイナスになっているのじゃないか。その問題は、これはやつぱり大臣にもう少し聞いておきまして、早急に四、五倍の力が発揮できるようにして、数カ年のやつを一年で探鉱できて、どんどんメタルの会社が手を伸ばすような方向にしますと、いま石炭会社が斜陽ですけれども、まあ鉱山の掘る方法については詳しくは、いまの石炭会社がメタルに転向することとが非常に容易ですから、そういう問題については、この次大臣に質問をいたしたいと思ひます、きょうのところはこれで終わらしていただきます。

あとの問題は保留いたします。
○委員長(村上春蔵君) 他の御発言もなければ、本案に関する質疑は、本日のところこの程度にいたしたいと存じます。
本日はこれにて散会いたします。
午後一時三十分散会

四月十四日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月九日)

一、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

四月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、発明、発見者及び考案者にパツジ交付の請願(第一五七〇号)

一、電灯線引込口に避雷設備設置に関する請願(第一五七〇号)

一、豪雪地帯対策特別措置法の完全実施に関する請願(第一五七一〇号)

一、中国経済貿易発展促進法に関する請願(第一六〇六号)

第一五七九号 昭和四十一年四月二日受理

発明、発見者及び考案者にパツジ交付の請願

請願者 新潟県南魚沼郡塩沢町大字大沢四

五日本民間防火研究会内 星野亨

紹介議員 小柳 牧衛君

文化国家の発展に資する発明、発見、考案を盛んにするため、発明、発見者及び考案者に対し、適当なパツジを交付されたい。

理由

現今、各議會議員、公務員並びに各種団体職員がパツジをつけているにもかかわらず、科学技術の進歩に重大な貢献をした発明、発見、考案者に対してパツジを交付していないことは、発明、考案等を盛んにするには不利である。パツジをつけておれば、一般民はこれを見て、発明考案者と話し合

う機会を得、発明考案者はこれにより発明、考案者のヒントを得、発明、発見、考案の実現は増進される。外国に支払う特許権利金は多大であり、

国内において、できるだけ研究すべきである。なお、同趣旨の請願は、昭和三十七年五月七日衆議院で採択されたが、いまだ、実現にいたつていない。

第一五七〇号 昭和四十一年四月二日受理

電灯線引込口に避雷設備設置に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡塩沢町大字大沢四

五日本民間雷害防止研究会内 星野亨一外十七名

紹介議員 小柳 牧衛君

落雷による感電死傷等を防止するため、今回はぜひとも電気工作物規格を改正し、電灯線引込口に必ず避雷設備を設置するよう配慮されたい。

理由

一、本件については、昭和十五年以來六回にわたり衆参両院に請願し、そのたびに採択されているが、願意はまだ実現されていない。

二、各家庭とも電気器具の利用度が高くなつてゐるのに、避雷設備のないのはまことに危険である。

三、官設の電信、電話線の引込口には、必ず避雷設備があるので、電信電話開設以來今日に至るまで落雷による感電死傷等の例がない。

四、避雷施設の設備費は各自が負担することにして、すみやかに願意を達成せられるよう雷害地方の住民は切望している。

第一五七九号 昭和四十一年四月二日受理

豪雪地帯対策特別措置法の完全実施に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡塩沢町大字大沢四

五日本民間雪害防止研究会内 星野亨一外九名

紹介議員 小柳 牧衛君

豪雪地帯の住民生活の安定を期するため、本年はとくに「豪雪地帯対策特別措置法」を完全に実施し、左記事項の実現を図られたい。

一、田畑の作付け対策について指導、配慮を行なうこと。

- 二、地方交付税の積雪補正率を増加すること。
- 三、固定資産税を引き下げる。
- 四、学校等公共施設の除雪費を全額国庫負担とする。
- 五、豪雪期における国道の交通確保を国及び県の責任で行なう。
- 六、除雪機械及び雪上車の購入経費を大幅に助成すること。
- 七、重要路線の流雪溝及び湧水融雪装置について特別措置をとること。
- 八、融雪、なだれ等による災害に対する大幅な援助となだれ防止林造成事業への援助措置をとること。
- 九、中小企業及び一般住民の越冬物資確保のための融資及び財政援助を行なう。

新潟県は毎年豪雪に見舞われ、農家は種まきも時期を失う有様で、住民は雪せめの中で困難な生活をしている。

理由

新潟県は毎年豪雪に見舞われ、農家は種まきも時期を失う有様で、住民は雪せめの中で困難な生活をしている。

第一六〇六号 昭和十一年四月五日受理

中国経済貿易展覧会開催に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町新潟県議会

議長 渡辺常世

紹介議員 小柳 牧衛君

政府は、今秋、北九州、名古屋両市において開催される中国経済貿易展覧会の順調な実現と成功のため、人事の往来その他について、適切な措置をとられるよう強く要望する。

理由

わが国経済の健全な発展のためには、対外貿易の振興、拡大が最大の急務とされている。なかでも日中貿易の拡大については各界から強い期待と関心が寄せられている。かかるとき、中国の工業、農業、軽工業の発展をひろく紹介する総合的な中国経済貿易展覧会が開催されることは、日中貿易のいつそうの発展に大きく寄与するものである。

四月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業の発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、建設業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 特別の法律によつて設立された組合及びその連合会であつて政令で定めるもののうちその直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前三号の一に該当する者であるもの並びに企業組合（以下「組合」という。）

二 以上の前三号の一に該当する者であるもの並びに企業組合（以下「組合」という。）

2 この法律において「国等」とは、国及び公共企業体（日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいう。以下同じ。）並びに公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他の特別の法律によつて設立された法人であつて政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）をいう。

(受注機会の増大の努力)

第三条 国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの（以下「国等の契約」という。）を締結するに当たっては、予算の公正かつ効率的な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならない。この場合においては、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

（中小企業者に関する国等の契約の方針の作成等）

第四条 国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。

2 通商産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国については財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長、公共企業体又は公庫等についてはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して前項の方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 通商産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、第一項の方針の要旨を公表しなければならない。

(国等の契約の実績の概要の通知)

第五条 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、中小企業者との間でした国等の

の契約の実績の概要を通商産業大臣に通知するものとする。

(各省各庁の長等に対する要請)

第六条 通商産業大臣及び中小企業者の行なう事業の主務大臣は、当該事業を行なう者を相手方とする国等の契約に関し、各省各庁の長等に対し、中小企業者の受注の機会の増大を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(地方公共団体の施策)

第七条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の五の次に次の一号を加える。

四の六 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第 号の施行に関すること。

